

パッケージ支援施策(各施策資料)

1. 計画作成に係る支援

コンパクトシティ形成支援事業

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

● 計画策定の支援

内容：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画の策定

対象：地方公共団体等

補助率：1/2、1/3

- ・人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市が単独で計画策定する場合は定額補助（上限550万円）
- ・複数市町村が共同して立地適正化計画や広域的な立地適正化の方針を策定する場合において、定額補助(上限550万円)対象とする自治体を含む場合、自治体数により定額補助、超えた分を更に1/2
- ・人口10万人以上の地方公共団体の補助率は1/3
(都市計画法に規定する都市計画の見直し提案と立地適正化計画の作成を一体的に実施する場合は1/2) ※令和10年度分の補助金から適用

● コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3

● 居住機能の移転に向けた調査支援

内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等

対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2（上限500万円/年）

● 建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援

対象：地方公共団体と民間事業者等

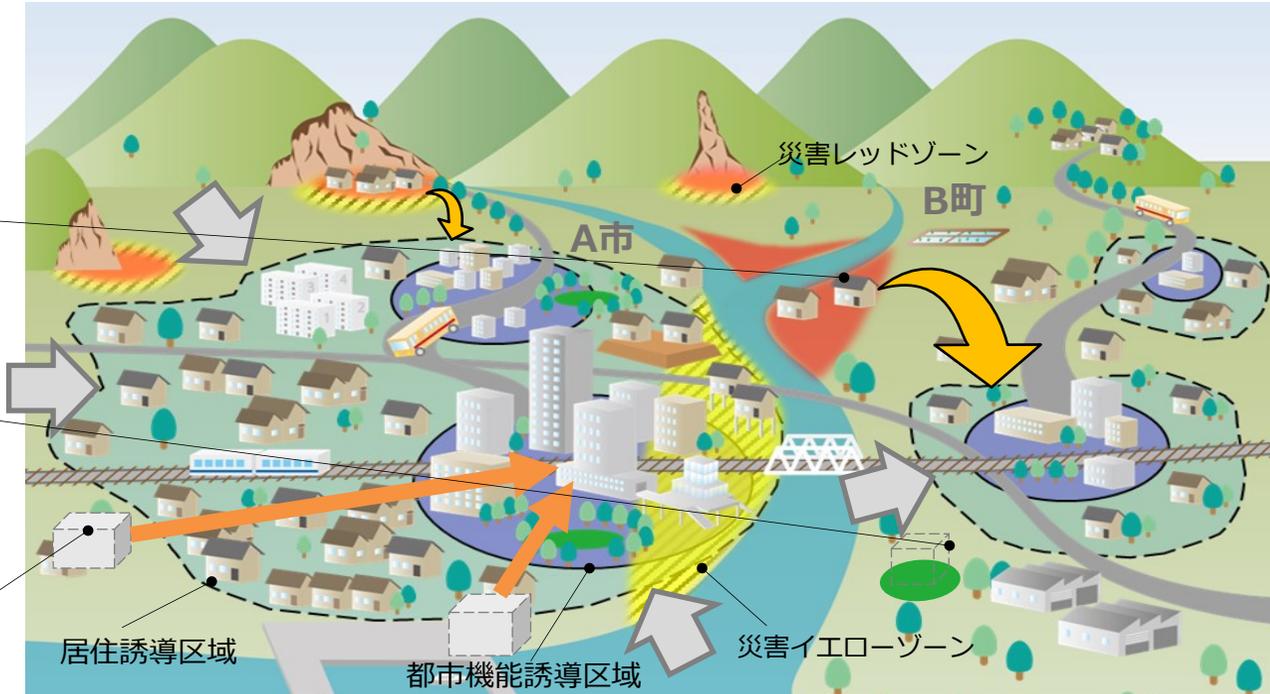
補助率：1/2、1/3

● 誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等

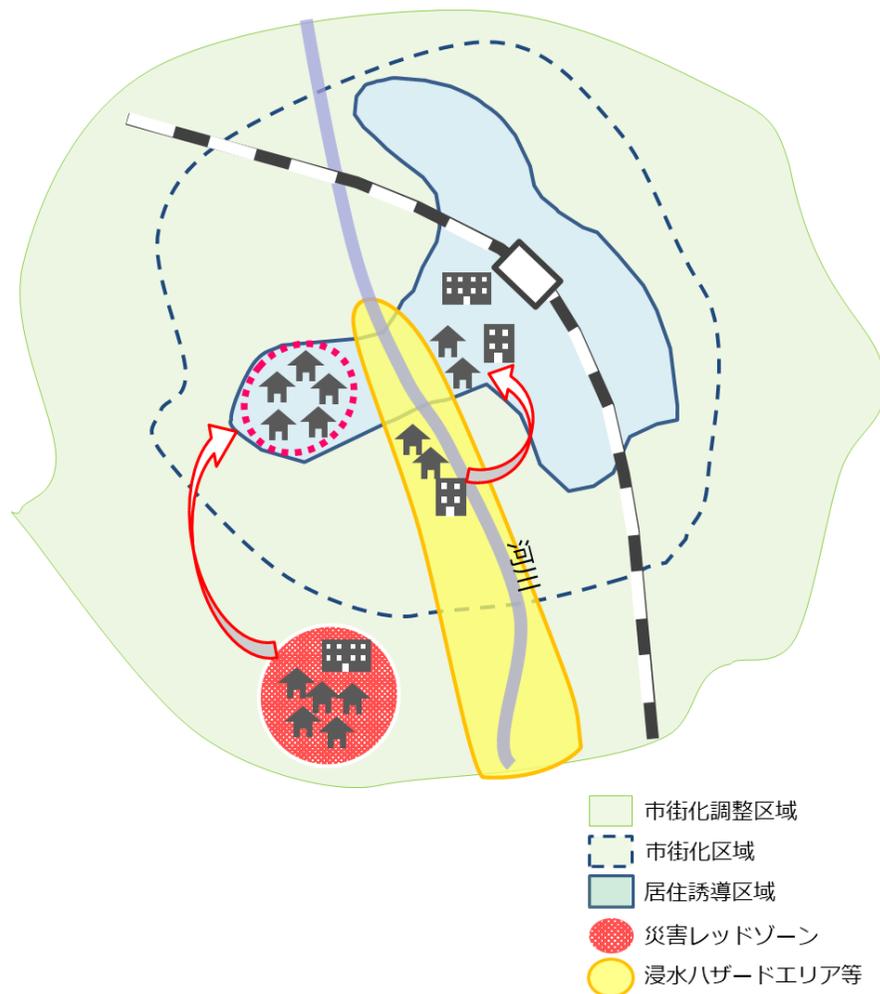
対象：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2、1/3



2. 居住・施設の移転に係る支援

- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、**手続きの代行等を行う**



「居住誘導区域等権利設定等促進事業」

防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）

- 主 体：立地適正化計画を作成している市町村
- 対 象：災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
- 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。
 - ① 移転者の氏名、住所
 - ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）
 - ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所
 - ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類
 - ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
- 法律の効果：市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
- 支援措置：
 - ・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。
 - ・移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。※
 - ・移転に係る開発許可手数料の減免等。
 （※）防災集団移転促進事業やコンパクトシティ形成支援事業（居住機能の移転促進に向けた調査）を実施する場合。

防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とし、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

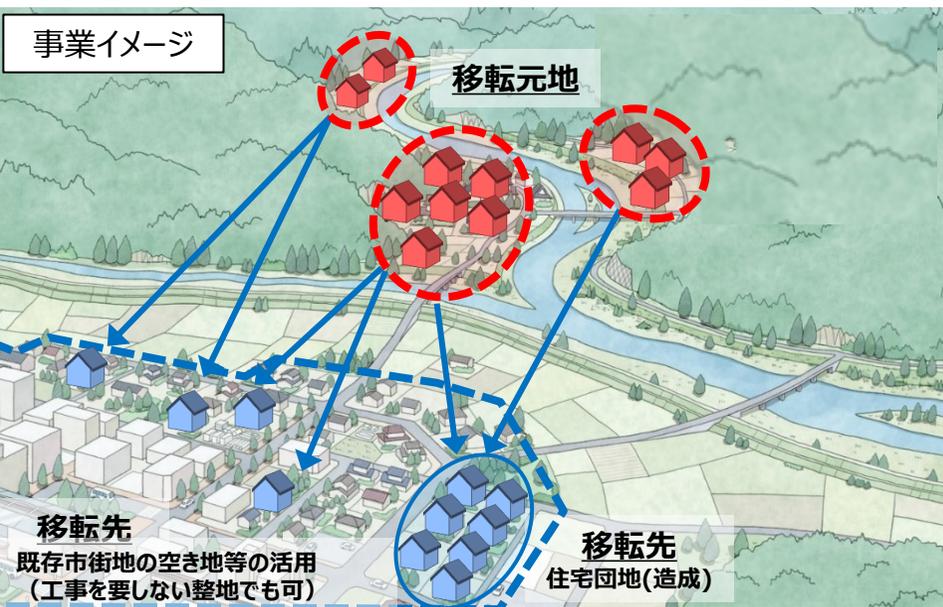
施行者
市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）
5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

【国庫補助】 （補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2） 限度額の有(○)無(-)

補助対象経費区分	右以外の場合	災害発生前の移転の場合		
		※3	※4	※5
補助対象経費（①～⑦）の合計	○	-	-	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	○	○	○
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	○	○	△
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	○	○	○
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	○	△
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	○	○	△
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	○	○	○
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-	-
イ	流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること			
※3	ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと			
※4	ニ 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を含む地域（※移転者が保有する移転元地の住宅の用に供する建築物は移転後に除却）			
※5	ホ 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を含む地域であり、以下の要件を満たした市町村 ・地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村又は最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域			



補助基本額（事業費）に対する財源内訳

国庫補助金 3/4	一般補助施設整備等 事業債(充当率90%)	一般財源

■：国の負担分 ▨：地方の負担分 元利償還の80%を特別交付税措置 50%を特別交付税措置

注）補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）
その元利償還金の80%を特別交付税措置
注）事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1 / 2 (都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、4 5 % (居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1 / 2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業 等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
 住居移転支援、元地の適正管理 等

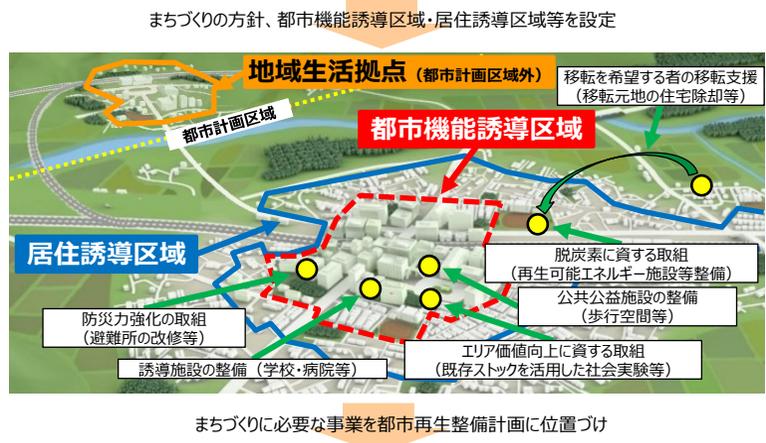
＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備
 ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

- 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
- 立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
 ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第3 4 条第1 1 号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
- その他、以下の地区においても実施可能
 - ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 - ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 - ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 - ・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



居住誘導促進事業(移転を希望する者の移転支援、移転元地の管理の適正化への支援)

- ・居住誘導区域外等から同一市町村内の居住誘導区域へ移転する者に対して補助する事業に要する費用等を支援
- ・都市再生整備計画の区域に関わらず実施可能。

- ・都市再生整備計画に居住誘導方針を位置付け
- ・防災指針に災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標設定を行っていること又は確実に行う見込み

居住誘導促進事業 国費率：50%

- ①居住誘導区域面積が市街化区域等*の面積の1/2以下の市町村における、居住誘導区域外**の区域
または
- ②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外**の区域
または
- ③市街化区域から市街化調整区域編入を行った区域

*区域区分が定められていない都計区域の用途地域を含む
**都市計画区域外を含む

移転希望者の
住居の移転
最小戸数制限なし

居住誘導区域

支援対象となる移転希望者は
居住誘導方針で定めることができる

元地の土地や既存ストックの適正管理 (元地は居住の用に供しないこと)

住宅の除却

- ・住宅の除却

整地

- ・除却跡地の整地
- ・隣接する区域における安全対策等

広場・緑地等の整備

- ・除却跡地を広場として整備 (用地費含む)

既存建造物活用

(誘導施設を除く)

- ・リノベーションによるコミュニティハブ化

住宅移転支援

移転費用支援

- ・移転者の移転費用助成
- ・住宅建設・購入等に伴う資金を借入れた場合の利子分助成

コーディネート

- ・対象地域の適正化にむけたコーディネート活動

③市街化区域から市街化調整区域編入を行った区域に限る

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

(1) 除却等費

○除却費

危険住宅の除却費

（限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）

○引越費用等

引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他

（限度額：975千円/戸）

(2) 建物助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
（借入利率：年8.5%を限度）

限度額【通常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）

【特殊地域※】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注：危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合するものでなければならない。

- ・土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）外に存すること
- ・市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）に該当する区域外に存すること
- ・都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

補助要件

(1) 対象地区要件（移転元）

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
- 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

(2) 対象住宅要件（移転元）

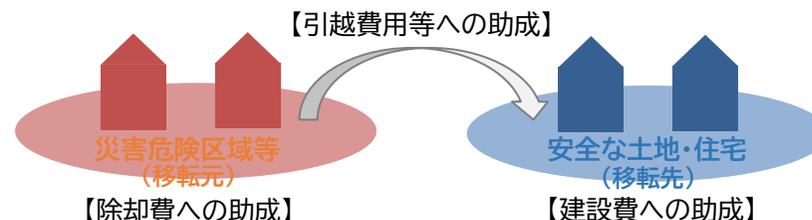
- 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、
地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県）



3. 居住地の面的整備に係る支援

大規模盛土造成地に係る宅地被害防止事業

- 防災指針に即した事業として、宅地被害防止事業（宅地地盤の滑動崩落又は液状化の被害の防止を促進する事業）について立地適正化計画に記載することができる。市町村が宅地被害防止事業について記載した立地適正化計画を公表した場合、宅地造成及び特定盛土等規制法の一部業務を当該市町村が行うことができる制度を創設（都道府県から市町村への権限移譲を円滑化）。
- 宅地被害防止事業については、別途予算面において支援を強化（「宅地耐震化推進事業」参照）

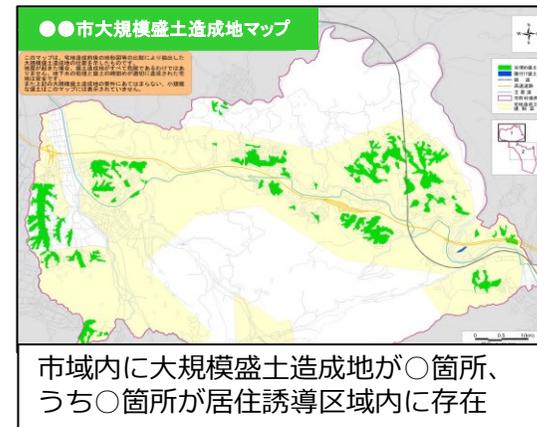
< 立地適正化計画における大規模盛土造成地防災対策の位置づけ（イメージ） >

○ 宅地の安全性確保に向けた基本的な考え方

- ・ 居住誘導区域の全域（あるいは一部区域）を、宅地被害を防止する区域と位置づける。
- ・ 当該区域内の大規模盛土造成地について、重点的に安全性を把握するための調査等を推進する。調査等の結果、安全性が不足する大規模盛土造成地については、対策工事の実施を検討する。

○ 大規模盛土造成地の状況

- ・ 市では、H〇年に第一次スクリーニングを実施し、対象地約〇箇所の状況を大規模盛土造成地マップとして公表した。うち、居住誘導区域内の盛土は〇箇所である。
- ・ さらに、H〇年に第二次スクリーニング計画を実施した結果、居住誘導区域内の早期に安全性確認が必要と考えられる大規模盛土造成地は〇箇所である。



○ 宅地被害防止事業

① 安全性を把握するための調査

○箇所を対象に実施（今後〇年間を目標）

- ・ 対象地区：〇〇地区、〇〇地区、・・・
- ・ 事業概要：地質調査（調査ボーリング、表面波探査等）、安定性検討

② 対策工事

①の変動予測調査の結果を踏まえ、安全性が不足する箇所について実施を検討



早期に安全性確認が必要と考えられる箇所（イメージ）

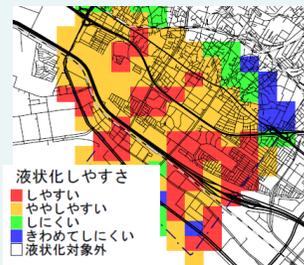
宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や防災対策に要する費用の一部を補助。

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
- 国費率** 1/3、1/2（宅地の液状化による変動予測調査のみ、令和7年度まで）
- 交付対象** ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の防災対策



液状化しやすさマップ（千葉県）



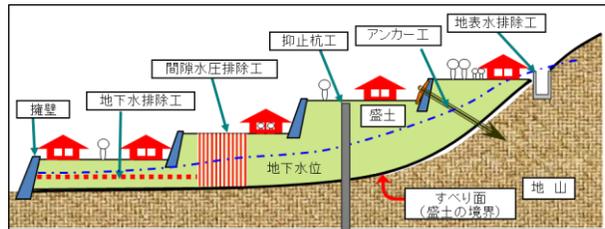
擁壁の危険度調査



擁壁の防災対策

○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

事業要件

- 盛土規制法（旧宅造法）に基づく勧告又は造成宅地防災区域の指定がなされた区域であること
- 下記のいずれかに該当すること
 - 盛土面積3,000㎡以上かつ被害を受けるおそれのある家屋10戸以上
 - 勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある家屋5戸以上
 - 盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
- 滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
- 国費率** 1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた造成宅地の復旧）
- 交付対象** 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは国費率1/2

- ①立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合 ②滑動崩落により家屋10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合 ③震度5弱相当で滑動崩落する場合

○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ（地下水水位低下工法）

事業要件

- 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

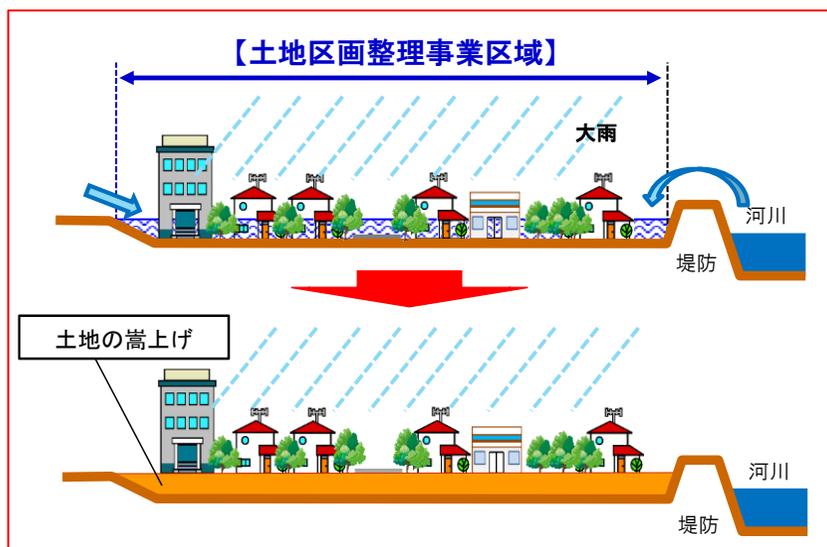
- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
- 国費率** 1/4、1/2（熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被害を受けた宅地の復旧）
- 交付対象** 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

- 令和元年台風第19号等の水災害等の宅地災害等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく取組への支援を強化。

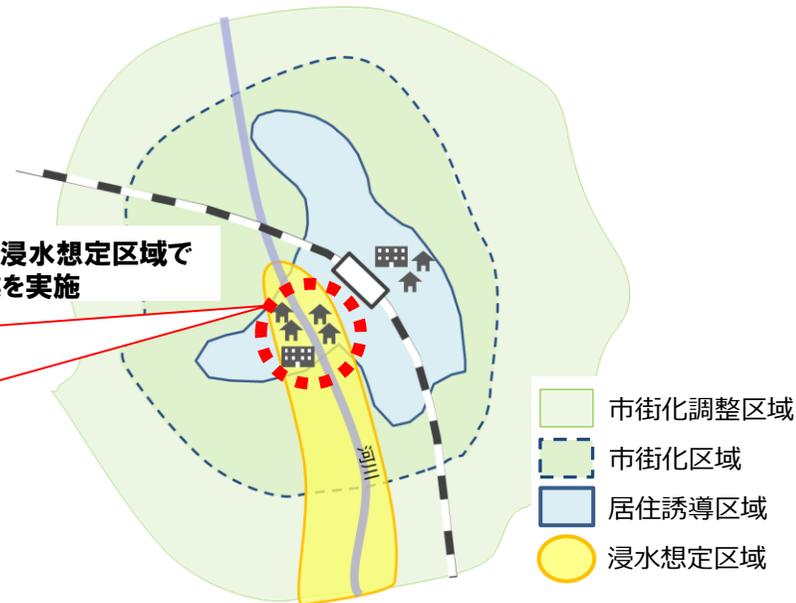
■ 拡充内容

- ・ 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の高上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能。（令和二年度予算より措置）

【土地の高上げによる浸水対策のイメージ】



居住誘導区域内の浸水想定区域で
土地区画整理事業を実施



【対象要件】

- ①、②および③を満たす場合について、土地の高上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額に算入
- ①その面積が20ha以上であり、被災が想定される棟数が1,000棟以上の浸水想定区域内で行われる事業
- ②居住誘導区域内であり、人口密度40人/ha以上の区域内で行われる事業
- ③立地適正化計画に防災指針が記載されており、当該防災指針に即して行われる事業

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、既成市街地における浸水被害の防止・低減等のために実施する土地区画整理事業等に対し重点的な支援を実施する。

都市再生区画整理事業

- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、防災指針に基づき総合的な浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充の概要

防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

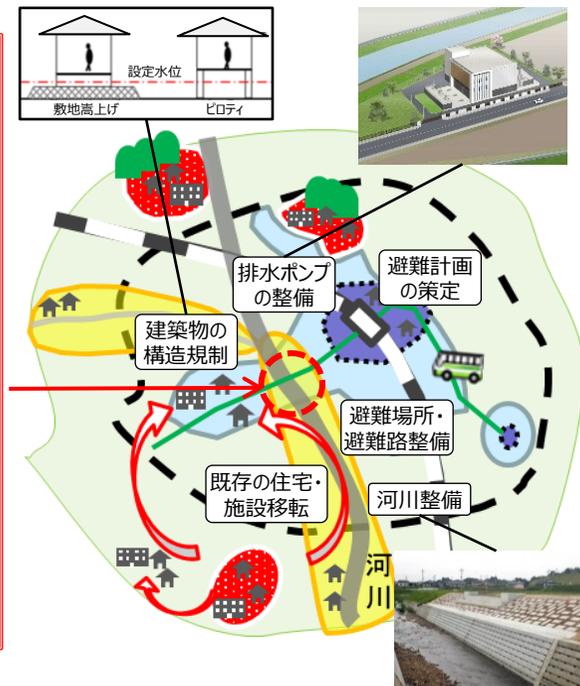
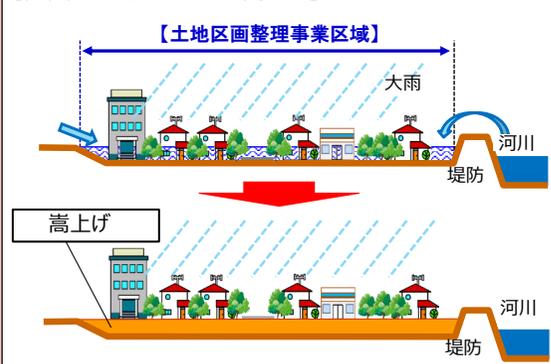
- ① 都市再生区画整理事業の**重点地区の対象に追加し**、重点的に支援
- ② 事業化促進のため事業実施前に**公共施設用地の取得等への支援を拡充**

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

土地区画整理事業

- 土地の高上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

【区画整理による土地の高上げ】



- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア 等

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う



【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

ソフト対策
計画策定

調査・計画策定
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等
整備計画策定等事業
(交付率: 1/2、1/3等)

街区内部の整備

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

共同・協調化建替
個別建替（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等（交付率: 1/3）

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却（交付率: 11.5%等）

老朽建築物、空き家等の除却
買収費、除却工事費、通損補償等
(交付率: 1/2、1/3、2/5)

地区内の公共施設（道路、公園、広場、コミュニティ施設等）の整備
(交付率: 地方公共団体1/2
民間事業者等1/3等)

「防炎環境軸」の形成

市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

沿道建築物の不燃化

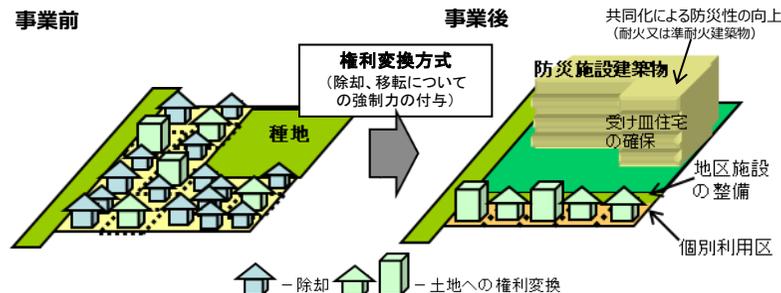
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等
(交付率: 1/3)

従前居住者用受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等
(交付率: 1/3、1/2、2/3)

防災街区整備事業

調査設計計画（権利変換計画作成を含む）土地整備、共同施設整備
(交付率: 1/3)



事業に関連する公共施設（道路・都市公園・河川等）の整備 関連公共施設整備（交付率: 通常事業に準ずる）

小規模住宅地区改良事業

1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

2. 根拠

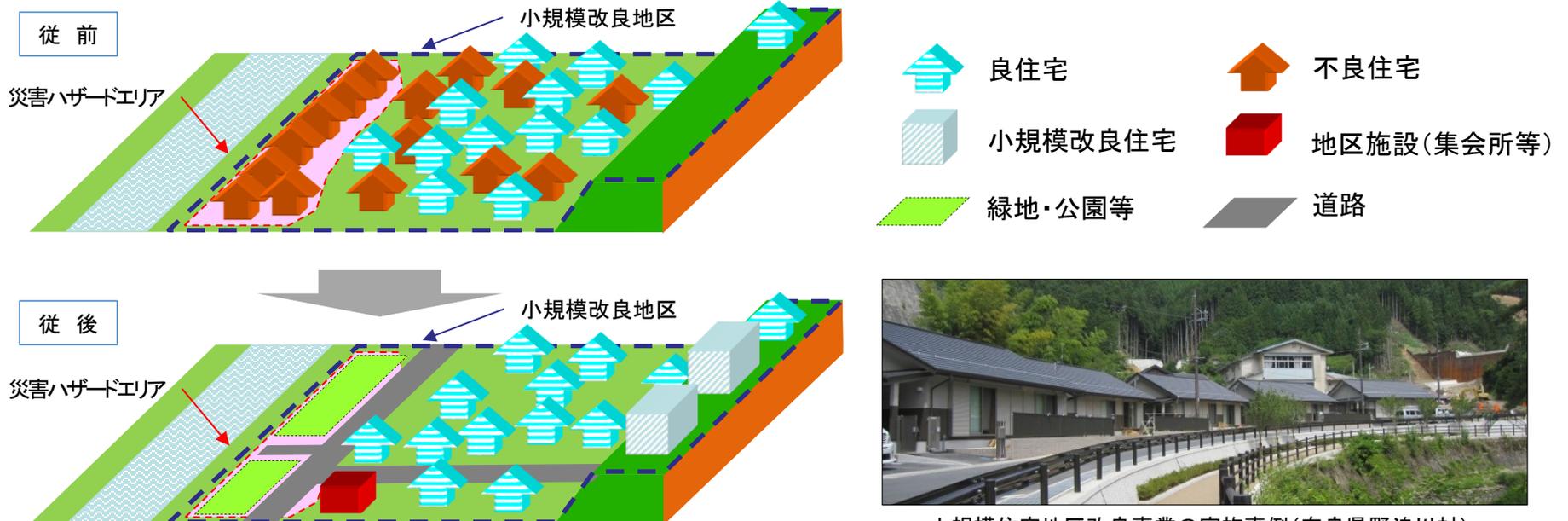
小規模住宅地区等改良事業
制度要綱(住宅局長通達)

3. 対象地区

- ・不良住宅戸数 15戸以上
 - ・不良住宅率 50%以上
- 等

4. 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率) (1/2)[※]
 - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
 - ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
 - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
 - ・津波避難施設等整備 (1/2)
- ※ 跡地非公共は1/3 等



小規模住宅地区改良事業の実施事例(奈良県野迫川村)

4. 住居・施設等の整備に係る支援

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1 / 2 (都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、4 5 % (居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1 / 2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業 等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

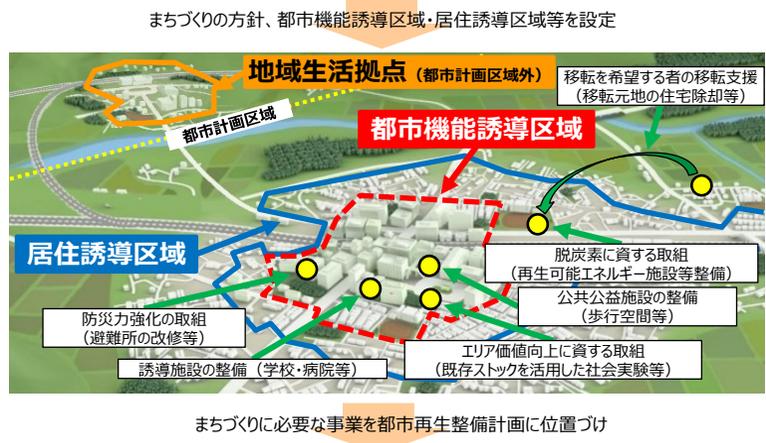
【居住誘導促進事業】
 住居移転支援、元地の適正管理 等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備
 ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
 ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第3 4 条第1 1 号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
 ○その他、以下の地区においても実施可能
 ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 ・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



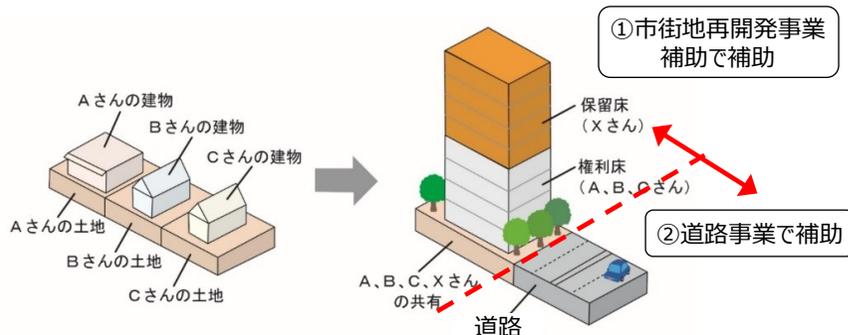
市街地再開発事業等

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成や、エリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力向上、都市の防災機能向上等に資する広場等の整備及び地区レベルの防災・減災対策を推進するため、これらに資する取組を行う市街地再開発事業等※¹に対する支援を強化

※¹ 市街地再開発事業、防災街区整備事業

■ 事業の仕組み

一般的な市街地再開発事業のイメージ



- ・敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- ・従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる（権利床）
- ・高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

■ 交付対象及び国費率

補助事業名	補助内容	負担割合		
		国	地方	施行者
①市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部（調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等）	1/3等	1/3等	1/3等
②道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用（用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費等）	1/2等	1/2等	—

■ 共同施設整備（地区計画等に定められた施設の整備）

広場等の整備

市街地再開発事業等により整備される広場等のうち、下記の条件を全て満たす広場等整備に要する費用（用地費及び補償費）を補助対象に追加（国費率：1/3）

- 市街地再開発事業等の都市計画に定められた広場等
- まちなかウォークアブル区域又は防災指針に基づく取組が行われる区域内
- 面積が概ね1,000㎡以上※²

地区レベルの防災・減災対策

市街地再開発事業等により整備される地区施設のうち、下記の条件を全て満たす施設整備に要する費用（用地費及び補償費）を補助対象に追加（国費率：1/3）

- 地区施設のうち、雨水浸透機能の高い緑地又は避難地
- 面積が概ね1,000㎡以上※²



<イメージ>
広場等と一体となった再開発



<イメージ>
避難地の整備

※¹ 市街地再開発事業、防災街区整備事業

※² 施設建築敷地内に空地が整備される場合は、面積算定においてのみ、当該空地面積も含めてよいものとする

制度の内容

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない。

※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。

根拠条文

建築基準法第39条

指定権者

地方公共団体が条例で指定

条例の例

●静岡県建築基準条例（抄）

（指定）

第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

（建築の制限）

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。



指定の推移

※指定理由は急傾斜地崩壊が太宗を占めている

平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日
22,641箇所	22,781箇所	22,741箇所	22,784箇所	22,917箇所	22,141箇所	22,502箇所

（令和6年4月1日現在）

指定理由	指定箇所数 (箇所)	区域内面積 (ハクトール)	区域内の建築物数			
			住宅(棟)	うち既存不適(棟)	非住宅(棟)	計(棟)
土砂災害(※1)	18,697	30,116	272,139	77,680	26,929	292,068
津波・高潮	3,310	22,687	76,850	220	41,500	118,350
氾濫(外水・内水)	484	7,559	2,873	599	1,311	4,184
その他(※2)	11	67	0	0	0	0
計	22,502	60,429	351,862	78,499	69,740	421,602

※1 がけ崩れ・地すべり・土石流などを総称。
 ※2 「その他」には地盤変動、泥流、噴石などがある。

住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)

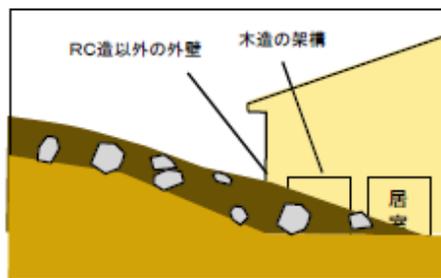
■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

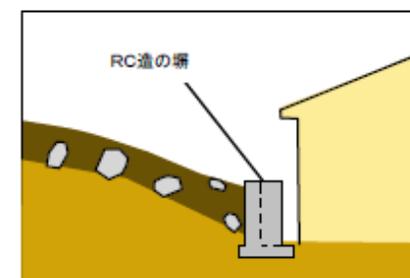
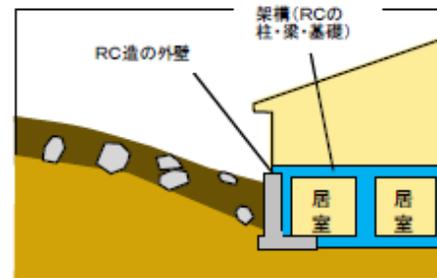
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

- 補助対象： 以下の要件を満たす建築物。
 - ・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物
 - ・ 建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

○ 補助率： 23% (うち国費11.5%)

○ 補助対象限度額： 3.36百万円/棟

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- ・ **災害危険区域** (建築基準法) ※水害に係るもの
- ・ **地区計画の区域** (都市計画法) ※水害に係る建築制限が定められたもの
- ・ **浸水被害防止区域** (特定都市河川浸水被害対策法)

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業 (②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む)

- ① 災害危険区域等の指定に関する**計画策定**
- ② 対象区域に存する**住宅・建築物の基準適合調査**
- ③ 既存不適格等の住宅・建築物の**ピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備**

※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある

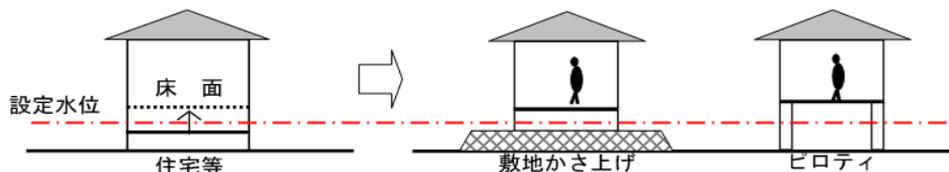
- ・ 建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域) 外に存すること
- ・ 建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること 等

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して**既存不適格等である住宅・建築物**

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること

※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3 (45,000円/棟を上限)	
	地公体	調査費用の1/2 (45,000円/棟を上限)	調査費用の1/3 (45,000円/棟を上限)
防災改修等 ※4	民間事業者	重点支援以外の住宅の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%
	民間事業者	重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限)	地域防災計画において防災拠点(避難場所等)に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2/3
	地公体	-	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1/3

※1: 280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額

※2: 次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅

イ 令和3年度以降に新たに指定された区域

ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る)を定めている地方公共団体の既存区域

※3: 居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額

※4: 建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

(参考)土砂災害特別警戒区域における建築物の構造方法

土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物は、土砂災害により想定される衝撃に耐えられるものとして、以下のいずれかによる構造としなければならない。

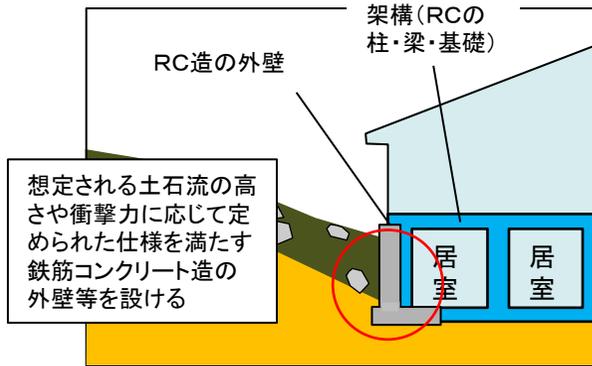
(土石流の場合)

- ①土石流が作用する部分に居室がある場合、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす**鉄筋コンクリート造の外壁等**を設けること。(土石流が作用する部分に居室がない場合、柱・梁等を同様の仕様とすること)
又は、**構造計算**によって、土石流の衝撃に対して建築物が安全であることを確かめること。
- ②急傾斜地と建築物の間の位置に**鉄筋コンクリート造の塀等**を設置すること。

①建築物の構造

<仕様基準>

土石流が作用する1階に居室

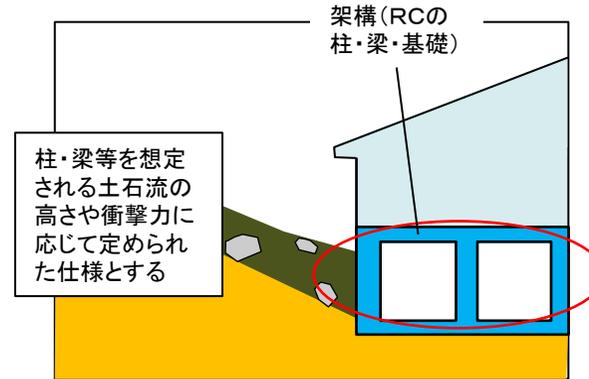


- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の外壁をRC造とすること。(上階のみ居室を設けた場合を除く)
- ・RC造の控壁又は架構を設けること。
- ・設計基準強度 18N/mm^2 以上のコンクリートを用いること。
- ・外壁の厚さを 15cm 以上とすること。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とすること。

<構造計算>

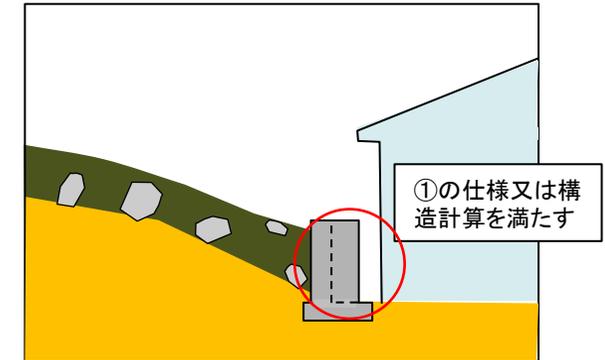
- ・土石流の移動による衝撃力によって、外壁等に生ずる力を計算すること。
- ・外壁等に生ずる力が、当該外壁等の耐力を超えないことを確認すること。

上階のみ居室



②RC造の塀等

<仕様基準>



- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の塀等をRC造とすること。
- ・RC造の控壁を設けること。
- ・設計基準強度 18N/mm^2 以上のコンクリートを用いること。
- ・外壁の厚さを 15cm 以上とすること。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とすること。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、塀等に生ずる力を計算。
- ・塀等に生ずる力が、当該塀等の耐力を超えないことを確認。

地すべり等関連住宅融資（住宅金融支援機構）

災害により被害を受けるおそれがある区域からの移転の勧告等を地方公共団体から受けた方に、住宅の移転又は取得のために必要な資金を貸し付ける。

1. 融資対象

- ・ 防災関係法令等（地すべり等防止法、土砂災害防止法、密集市街地整備法又は建築基準法）により、除却・移転の勧告又は命令を受けた場合
- ・ 浸水被害防止区域からの移転等の勧告を受けた場合
- ・ 津波災害特別警戒区域からの移転等の勧告を受けた場合
- ・ 災害危険区域（住宅の建築の禁止が定められた区域内に限る。）から移転等を行う場合
- ・ 防災集団移転促進事業による移転等を行う場合
- ・ 災害のレッドゾーン（オレンジゾーンを含む。）からの移転等に係る地方公共団体による補助事業の対象となる場合

2. 主な融資条件

融資限度額		金利※1 （全期間固定金利 令和7年4月1日現在）	償還期間（※2, 3）
土地取得資金なし	4, 500万円	1. 76%	35年以内
土地取得資金あり	5, 500万円		

※1 新機構団信に加入する場合の金利

※2 完済時年齢の上限は80歳

※3 元金据置期間を設けることも可能（3年以内（償還期間外））

- 満60歳以上の方は高齢者向け返済特例（毎月の返済は利息のみで、元金はお客さまが亡くなられたときに担保物件の売却により返済する制度）も利用可能。

住宅の防災・減災対策に取り組むため、地方公共団体による雨水浸透施設や浸水防止用設備等の対策への財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる。

(1) 事業要件

次の要件を満たす地方公共団体の事業が対象。

- ① 国の計画・方針等の沿った地域の住宅政策課題を解決するための施策であること
- ② 地方公共団体において、住宅の建設・購入・改良に対して、一定の補助金等の財政支援を行うものであること

(2) 対象となる防災・減災対策

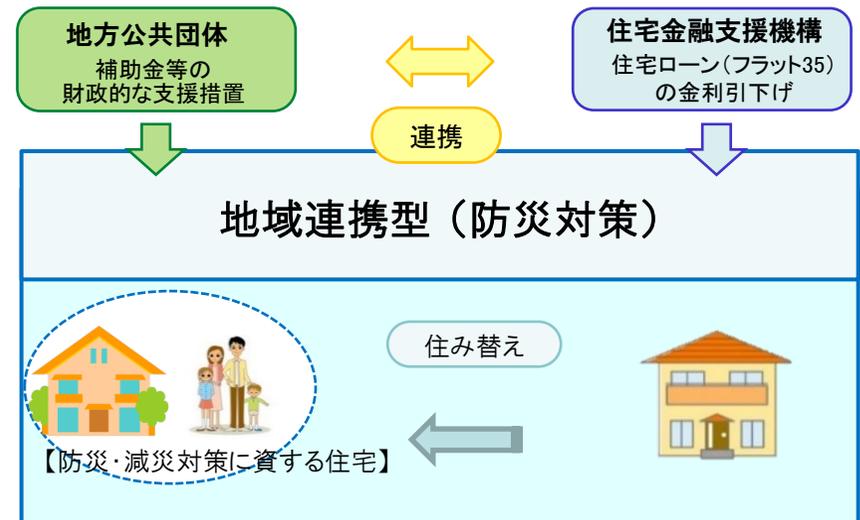
克雪住宅、雨水浸透施設、雨水利用貯水槽、
浸水防止用設備、住宅不燃化 等※

※地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定。

(3) 【フラット35】の金利引下げ

当初5年間、年0.25%引下げ

〈制度イメージ〉



概要

- 令和元年東日本台風（第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションの地下部分に設置されていた**高圧受変電設備が冠水し、停電**したことにより**エレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能**となる被害が発生。
- こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、**国土交通省と経済産業省の連携**のもと、学識経験者、関連業界団体等からなる**「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」**を設置し、浸水対策のあり方を検討。
- パブリックコメントの結果を踏まえ、**「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」**を令和2年6月にとりまとめ、両省より**関連業界団体等に対して積極的に周知を実施**。

検討会について

開催時期

- ・令和元年11月～令和2年6月に計4回開催
（うち、第4回を書面審議により開催）
（パブリックコメントを4月下旬～5月上旬にかけて実施）

検討会の構成

（有識者）

- ◎中埜 良昭（東京大学生産技術研究所教授）
- 清家 剛（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）
- 森山 修治（日本大学工学部教授）
- 戸田 圭一（京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻教授）
- 重川希志依（常葉大学大学院環境防災研究科教授）

（関係団体の代表）

建設業関係、建築物所有者・管理者関係、電気設備関係、行政関係 等

（研究機関関係）

国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構

（◎：座長 ※敬称略）

ガイドラインの概要（1）

1.適用範囲

- ・高圧受変電設備等の設置が必要な建築物
- ・新築時、既存建築物の改修時等

2.目標水準の設定

- ・建築主や所有者・管理者は、専門技術者のサポートを受け、目標水準を設定。
- ・以下の事項を調査し、機能継続の必要性を勘案し、想定される浸水深や浸水継続時間等を踏まえ、設定浸水規模を設定。（例：○○cmの浸水深）
 - ✓国、地方公共団体が指定・公表する浸水想定区域
 - ✓市町村のハザードマップ（平均して千年に一度の割合で発生する洪水を想定）
 - ✓地形図等の地形情報（敷地の詳細な浸水リスク等の把握）
 - ✓過去最大降雨、浸水実績等（比較的高い頻度で発生する洪水等）
- ・設定した浸水規模に対し、機能継続に必要な浸水対策の目標水準を設定（建築物内における浸水を防止する部分（例：居住エリア）の選定等）。

ガイドラインの概要(2)

3. 浸水対策の具体的取組み

設定した目標水準と個々の対象建築物の状況を踏まえ、以下の対策を総合的に実施。

① 浸水リスクの低い場所への電気設備の設置

- ・ 電気設備を上階に設置

② 対象建築物内への浸水を防止する対策

建築物の外周等に「水防ライン」を設定し、ライン上の全ての浸水経路に一体的に以下の対策を実施

(出入口等における浸水対策)

- ・ マウンドアップ
- ・ 止水板、防水扉、土嚢の設置

(開口部における浸水対策)

- ・ からぼりの周囲への止水板等の設置
- ・ 換気口等の開口部の高い位置への設置等

(逆流・溢水対策)

- ・ 下水道からの逆流防止措置 (例:バルブ設置)
- ・ 貯留槽からの浸水防止措置 (例:マンホールの密閉措置)



③ 電気設備設置室等への浸水を防止する対策

水防ライン内で浸水が発生した場合を想定し、以下の対策を実施

(区画レベルでの対策)

- ・ 防水扉の設置等による防水区画の形成
- ・ 配管の貫通部等への止水処理材の充填

(電気設備に関する対策)

- ・ 電気設備の設置場所の嵩上げ
- ・ 耐水性の高い電気設備の採用

(浸水量の低減に係る対策)

- ・ 水防ライン内の雨水等を流入させる貯留槽の設置

4. 電気設備の早期復旧のための対策

想定以上の洪水等の発生による電気設備の浸水に関して以下の対策を実施。

(平時の取組)

- ・ 所有者・管理者、電気設備関係者の連絡体制整備
- ・ 設備関係図面の整備 等

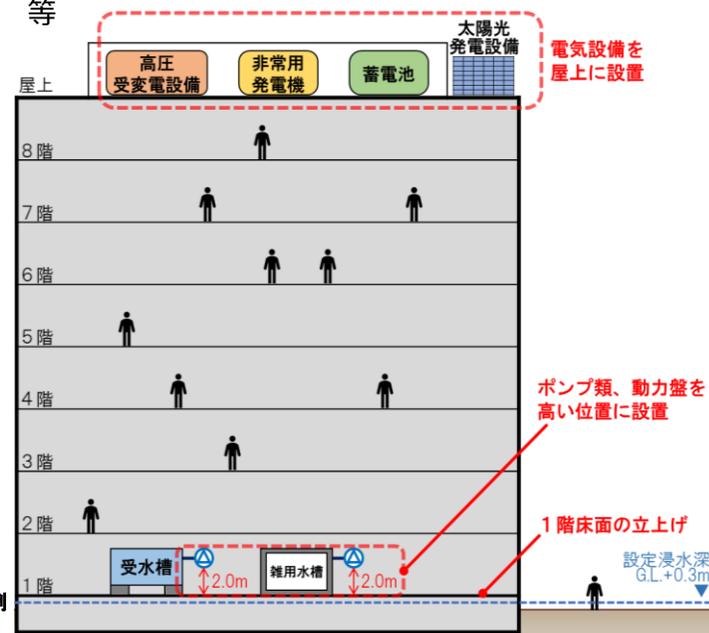
(発災時・発災後の取組)

- ・ 排水作業、清掃・点検・復旧方法の検討、
- ・ 復旧作業の実施 等

※参考資料集

様々な用途の建築物におけるモデル的な取組みの事例集をガイドラインの別冊として策定

電気設備等を屋上に設置した事例 (オフィスビル、大阪市)



周知方法

- 新型コロナウイルスの影響により説明会の開催が困難であるため、ガイドラインを紹介する動画を作成し公開するとともに、関連団体等へパンフレットの配布を実施
- ガイドラインを紹介する動画については、
 - ① 30分程度でガイドラインの内容を説明するもの
 - ② 5分程度のダイジェスト版を作成し、建築技術教育普及センターの建築教育動画等の関係団体のサイトやyoutubeにて無料で公開



公益財団法人
建築技術教育普及センター
The Japan Architectural Education and Information Center

サイト内検索 検索

新着情報 資格試験 建築士の講習 国際的な資格審査 CPDの情報 その他のご案内

現在のページ [トップページ](#) → [その他のご案内](#) → 建築教育動画

建築教育動画

建築教育動画の配信事業について

当センターでは、建築士等の有資格者や今後建築士を目指される学生等の人材育成・資質向上を支援するためインターネットを利用した建築教育に係る動画の配信を始めました。
今後、視聴できる動画を増やしていく予定ですので、是非ご利用下さい。

【建築教育動画配信システムの主な特徴】

- 建築関係の講習、講義、現場説明等の動画を、インターネットで広く配信するシステムです。
- パソコンやスマートフォン、タブレット端末等を利用し、24時間、どこからでもアクセスし、受講・視聴することが可能です。
- 建築CPD情報システムと連動し、CPD制度参加者が認定を受けた動画を視聴すると、CPD実績として記録されます。(CPDIDでのログインが必要です。)

その他のご案内

- ▶ 建築教育動画
- ▶ [当ホームページご利用にあたって](#)
- ▶ [当財団の情報](#)
- ▶ [\(公財\)建築技術教育普及センター本部・支部のご案内](#)
- ▶ [刊行物等のご案内](#)
- ▶ [「試験制度」の改正に関するご案内](#)

■ 建築教育動画のサイト



■ youtube

都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

○ 補助対象者※1：地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能

※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象

○ 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業、バリアフリー基本構想の重点整備地区で行われるバリアフリー交通施設の整備）



路面電車・バス・鉄道等の公共交通の施設※3



自由通路



ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



シェアモビリティ設備



駐車場(P&R等)



駅舎の地域拠点施設への改修・減築



交通結節点整備



モビリティハブ整備



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



公共交通施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等



交通まちづくり活動の推進



情報化基盤施設※4の整備

デジタルの活用に係る社会実験

※3 インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能

※4 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等

5. 避難施設・避難体制の整備に係る支援

消防防災施設整備費補助金

○ 事業の概要

地域住民の大規模災害への不安が高まる中、住民生活の安心・安全を確保するため、市町村等に対して、消防防災施設の整備に要する経費の一部を補助。

○ 補助対象と補助率

[補助対象](地方公共団体を対象)

- ① 耐震性貯水槽: 大規模地震発生時の火災対策として、消防水利を確保する施設
- ② 備蓄倉庫(地域防災拠点施設): 災害に備えて生活必需品等を保管するとともに、災害応急対策の場となる施設
- ③ 防火水槽(林野分): 林野火災対策として、消防水利を確保する施設
- ④ 救助活動等拠点施設等: 林野火災対策の拠点や、大規模災害時にヘリによる救助活動のための拠点となる施設
- ⑤ 活動火山対策避難施設: 噴火災害から命を守るための退避壕・退避舎や、救助活動の拠点となるヘリポート
- ⑥ 画像伝送システム(施設分): 災害情報をリアルタイムに撮影する高所監視カメラ、
当該情報等を地域衛星通信ネットワークにより全国配信するためのアンテナ
- ⑦ 広域訓練拠点施設: 大規模災害に備え、実効性のある消防体制を確立するために必要となる訓練施設
- ⑧ 救急安心センター等整備事業: 消防機関等に設置する救急電話相談窓口で必要となる電話交換機、電話機、
電話回線、パソコン端末等
- ⑨ 高機能消防指令センター総合整備事業: 119番の災害通報に迅速・的確に対応するための指令システム

[補助率](補助基準額は要綱で規定)

1/3 (ただし、①及び⑥については1/2)

※ 一部事業については嵩上げあり



備蓄倉庫(地域防災拠点施設)

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3 ※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1 / 3 (R10年度まで1/2) ※3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3 ※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1 / 3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1 ※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1 / 3 工事 1 / 2 ※1 ※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3
		工事 1 / 2 ※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1 / 2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3 ※1

○ 地区要件

施行地区	<事業メニュー① ③～⑤> ・災害の危険性が高い区域（洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等）を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4（⑤については市街地に限る） ・危険密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー⑥> ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 ・危険密集市街地を含む市、DID地区 等
	<事業メニュー⑦> ・危険密集市街地
	<事業メニュー⑧> ・激甚災害による被災地 等 ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5
	※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
	※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率1/2
	※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
	※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

- ※6：予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地（高台）



防災備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地（防災公園・延焼防止）



沿道建築物の不燃化

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り

- ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
- ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
- ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

地下街防災推進事業

- ・地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念され、天井等の老朽化等も進んでいることから、ハード・ソフトからなる地下街の防災対策を推進。
- ・「地下街安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理会社等に対して、地下街の安全点検や、「地下街等防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修、避難啓発活動等を支援。
- ・地下街と一体となった地下空間の防災対策一体的に推進するため、令和5年度から補助対象区域を「地下街」から「地下街と一体となった地下空間」に拡充。
- ・補助対象者：民間等の地下街管理会社等※ 補助率：1 / 3（地方公共団体との協調補助）
（※ 協議会も含まれ、令和5年度から単独の地下街でも協議会の設置が可能）

「地下街の安心避難対策ガイドライン」

（地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言）

地下街管理会社等による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

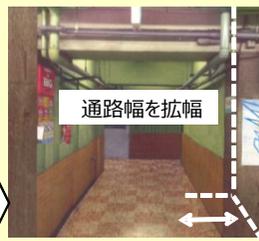
<計画策定>

- ・安全点検調査
- ・施設改修計画の作成
- ・関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

避難路の拡幅



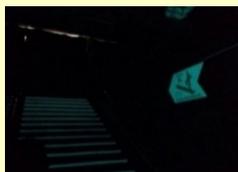
避難啓発活動



天井板等の補強



蓄光材、避難誘導ビクトサインの設置



<防災対策の取組>

備蓄倉庫の整備



非常用発電設備の更新



浸水対策の機能整備



給排気・排煙設備開口部への止水版設置前(左)後(右)



出入口への止水板設置

漏水対策（天井部の漏水箇所）



換気設備・開口部の改修



地表面の開口部(イメージ)

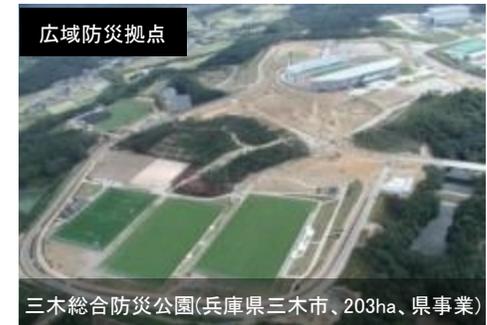
○都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について、防災公園街区整備事業や防災・安全交付金により整備を推進。

防災公園の整備

○地域防災計画に位置付けられている避難地、避難路、広域防災拠点等となる都市公園の整備を推進

○災害発生時に住民が安全に避難できるよう備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの災害応急対策施設の整備を推進

防災公園の種類



防災公園の効果



防災公園の機能強化

○近年の大規模自然災害における課題や教訓として、避難所環境や支援者の活動環境の確保の観点から、物資の備蓄、マンホールトイレや防災井戸等の確保の促進が求められていることを踏まえ、広域避難地となる防災公園の機能強化を推進するため、令和7年度当初予算で所要の改正を実施する。

拡充内容

- 都市公園事業の広域避難地の要件として、**災害時に給水機能・トイレ機能が確保される見込み^{※1}であることを要件**として新たに加える^{※2}。

※1 広域避難地に耐震性貯水槽、防災トイレ、非常用井戸を整備する場合だけでなく、例えば既存のプールやため池を活用する等により必要な生活用水を確保できる体制が整っている場合も要件を満たすものとする。

※2 ただし、令和6年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り本要件を適用しないこととする。

- 既設の広域避難地はその整備によって避難地面積の不足が解消している場合もあるため、**防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、「都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離2km以内の避難圏域内人口1人当たり2㎡が確保されていないこと」とする地域要件は適用しないこととする。**

【給水機能・トイレ機能の確保のため整備される防災関連施設のイメージ】

※断水時に使用できなくなるトイレ・水飲場等は不可



▲耐震性貯水槽



▲非常用井戸



▲マンホールトイレ

○公園利用者の安全・安心の確保等を目的として、緊急的に講ずるべき社会的課題である防犯性の向上や豪雨対策、耐震改修、バリアフリー化等に資する取組を事業計画に基づきパッケージで支援。

○総事業費要件 計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上

→ 小規模な都市公園等においても、緊急的に講ずるべき社会的課題に機動的に対応

(※一般的な都市公園事業の場合の要件)

○市区町村事業の都市公園の整備においては、公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満 ○面積要件 原則として2ha以上 等

令和10年度までの措置

○都市公園の防犯性の向上

施設管理カメラの設置等



照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設は、施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られるものに限定

○都市公園の豪雨対策

水害に対する脆弱性の解消



法面崩壊対策等により、周辺市街地への被災を防止

止水板設置や高上げ等により、公園施設の浸水被害を防止

○建物又は橋梁等の耐震改修



改修内容
・天井材、吊り材等撤去
・照明、バスケットゴール等落下防止

効果
・子供たちの安全安心の確保
・公園利用者の安全安心の確保

令和7年度までの措置

○公園施設のバリアフリー化

公園施設のバリアフリー化に向けたトイレや園路等の改築を支援



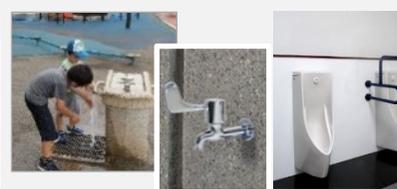
令和5年度までに事業計画に定めたものに限り支援

○都市公園における感染症対策

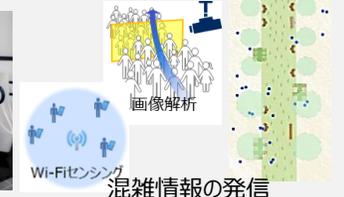
ソーシャルディスタンスを確保できる広場空間の整備（芝生広場、園路等）



手洗い場やトイレの衛生環境改善



デジタル技術による混雑把握



土砂災害対策道路事業補助制度の概要

制度の概要

砂防事業と連携して実施する地方公共団体における重要物流道路等の土砂災害対策事業に対し、計画的かつ集中的に支援を実施。

補助対象

- ・ 砂防事業と連携して実施する地方公共団体における重要物流道路等の土砂災害対策事業

事業要件

- ・ 砂防事業と連携して事業間連携計画を作成し、重要物流道路等※¹の土砂災害防止施設※²を整備するもの

(※¹ 国土交通大臣が指定する重要物流道路及び代替・補完路並びに地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路及び避難路)

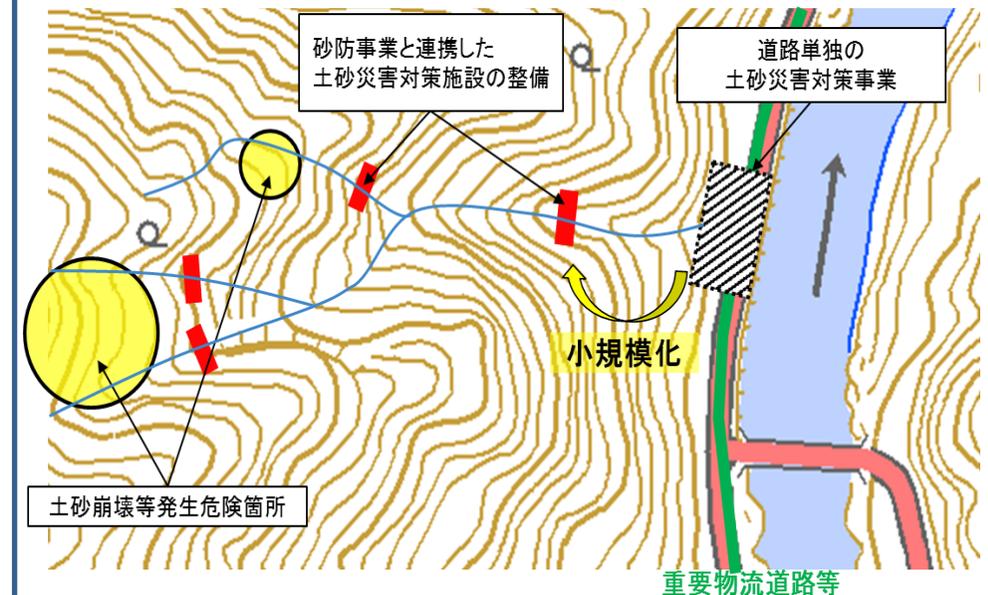
(※² 道路法施行令第三十四条の三第一号に規定される「防砂のための施設」、砂防法第一条に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法第二条第三項に規定される「地すべり防止施設」及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」)

補助率

■ 現行法令に規定する補助率

- ・ 補助国道、都道府県道又は市町村道の修繕
・・・ 5.5 / 10
(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

事業のイメージ



地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備に対するワンパッケージでの支援を強化する。

<制度の概要>

	建築物耐震対策 緊急促進事業	災害時拠点強靱化 緊急促進事業	一時避難場所整備 緊急促進事業	地域防災力向上 支援モデル事業
目的	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難経路等の確保	地震時の帰宅困難者等への対応	水害時の避難者への対応	狭あい道路の解消に向けた取組の促進
支援対象	耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等	地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等	重点的に整備すべき地域・路線を指定し、整備方針を策定するために要する調査検討及び地域との交渉・調整
補助対象等	耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援（耐震改修等と併せて行う省エネ改修等を含む）	帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の高上げ含む）、止水板等の整備に対する支援	整備方針の策定に係る実態把握調査や情報分析・検討等、具体の地域コミュニティとの交渉・調整に係る専門家やコンサル派遣費用に対する支援
補助率	民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/3 等	民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2	民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2	定額 ※以下に該当する地方公共団体が対象 ・指定道路図及び指定道路調書を作成・公表していること。 ・地域の実情に応じて重点地域及び重点路線を指定し、整備方針を策定した上で、これらを公表すること。
事業期限	～令和7年度末	～令和7年度末	～令和7年度末	～令和7年度末
	 制振ダンパー等	 防災備蓄倉庫等	 電気設備の設置場所の高上げ等	 狭あい道路の拡幅のイメージ

都市安全確保拠点整備事業

○事業概要

洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

○地区要件

- ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 (DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上の地域及び隣接する地域)
- ※1市区町村あたり10haまで

○交付対象事業者、基本国費率

- ・交付対象事業者：地方公共団体(間接交付含む)
- ・基本国費率：1/2(国)

○交付対象事業

- 1) 都市安全確保拠点整備計画の策定
 - ①計画作成費 ②コーディネート費
- 2) 特定公益的施設の整備 (いずれも購入費を含む)

都市計画に定められた一団の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

-  **災害対応施設**(備蓄倉庫等)
災害時の用にのみ供する施設(平常時:利用なし)
-  **特定避難支援施設**(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設(平常時:公益的利用)。医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限。
-  **その他安全確保施設**
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分

- 3) 公共施設の整備
- 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 5) 特定公益的施設(※)及び公共施設の用地取得
 - ①用地費 ②補償費
 (※)特定公益的施設のための建築物に限る

備蓄倉庫



子育て支援施設



連絡デッキ



広場空間

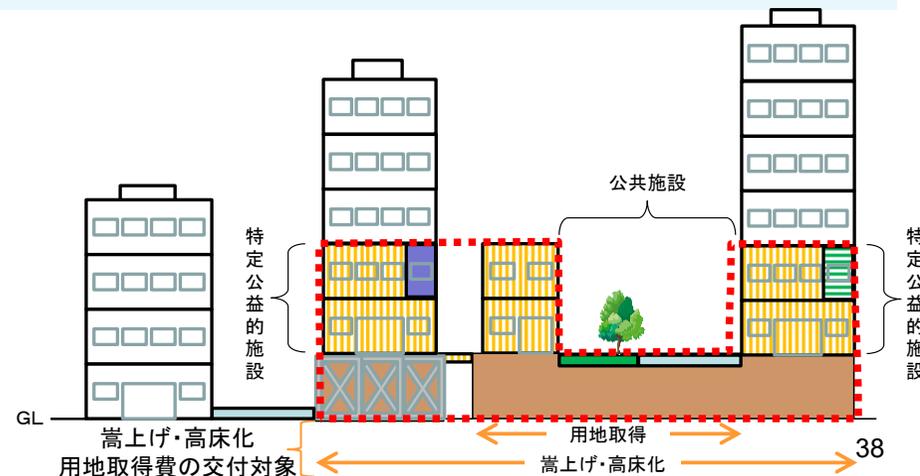
センター施設(平時)



避難施設(発災時)



医療施設



津波・高潮危機管理対策緊急事業

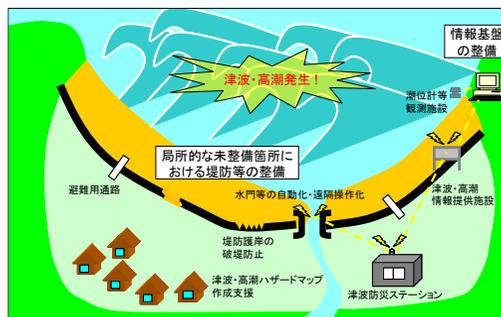
1. 概要

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する事業

2. 内容

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、以下の対策を総合的に推進する。

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等)
- ④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤津波防災ステーションの整備
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の設置
- ⑧漂流物防止施設の整備
- ⑨水門等の整備・運用計画策定支援
- ⑩海岸保全基本計画の変更支援



潮位計等の観測施設の設置



データ収集・処理・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供システムの整備

津波避難施設に係る特例措置(固定資産税)

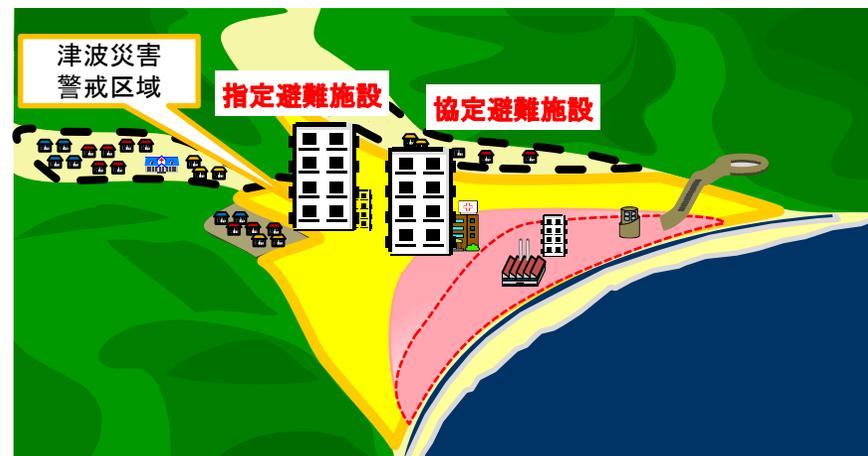
特例措置の内容

【指定避難施設】

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて都道府県知事が指定した津波災害警戒区域において、市町村長により指定された指定避難施設の避難の用に供する家屋のうち指定避難用部分及び指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合にあっては3分の2)とする。

【協定避難施設】

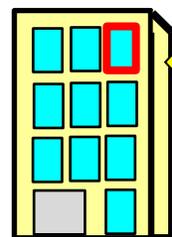
津波災害警戒区域において、管理協定が締結された避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を5年間、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が地方税法第389条の規定を受ける場合にあっては2分の1)とする。



①対象避難施設

協定避難施設及び指定避難施設

避難の用に供する部分



避難のために
使用される
フロアの全部
又は一部

②対象償却資産

自動解錠装置



誘導灯



誘導標識

防災用倉庫



防災用ベンチ

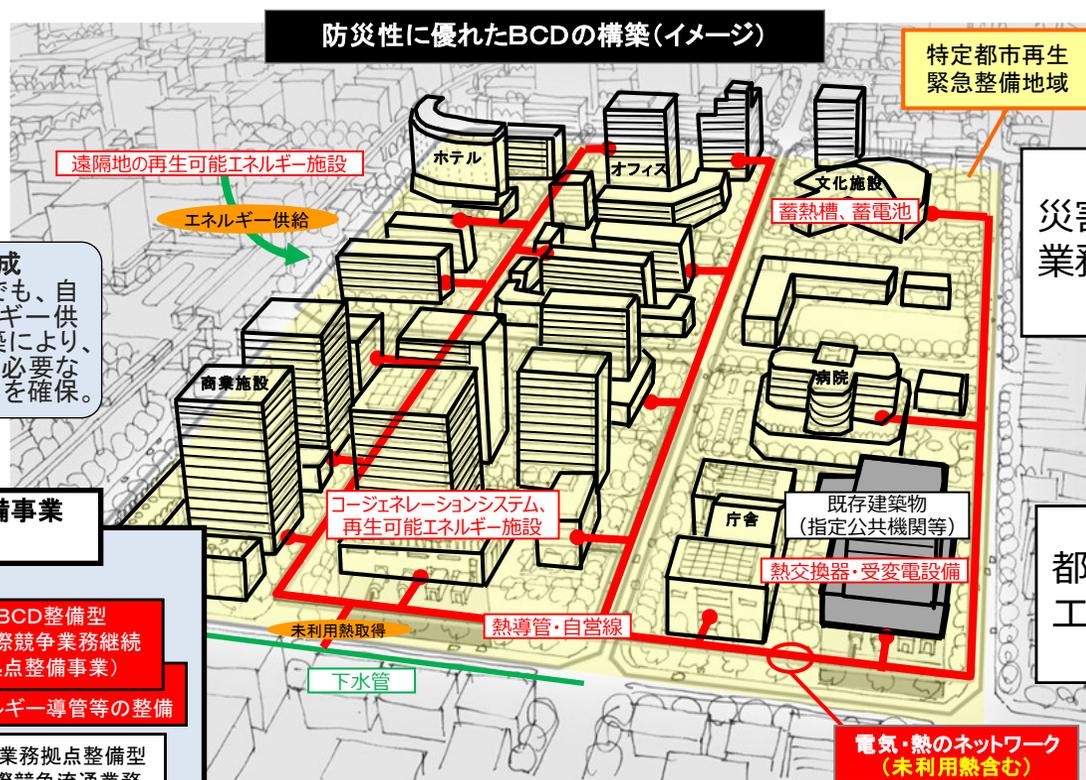


非常用電源設備



国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)

- 大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国、大都市の災害に対する脆弱性を克服していくことが必要
- 災害に対する対応力の強化として、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築が重要
- 特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を、業務中枢拠点に広く整備が必要なインフラとして本格的に整備する観点から、国際競争拠点都市整備事業として支援する。



防災性に優れたBCDの構築(イメージ)

特定都市再生
緊急整備地域

遠隔地の再生可能エネルギー施設

エネルギー供給

高度な防災拠点の形成
大規模地震発生時でも、自立・分散型のエネルギー供給ネットワークの構築により、各ビルの業務継続に必要なエネルギー(電気・熱)を確保。

災害に対する対応力の強化として
業務継続地区(BCD)の構築が重要

国際競争拠点都市整備事業 (ハード整備等)

○支援メニュー

公共公益施設整備型

- 道路の新設又は改築
- 鉄道施設の建設又は改良
- バスターミナルの整備
- 鉄道駅周辺施設の整備
- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業
- BRTの整備

BCD整備型 (国際競争業務継続 拠点整備事業)

○エネルギー導管等の整備

流通業務拠点整備型 (国際競争流通業務 拠点整備事業)

○大規模流通業務施設等の整備

都市再生安全確保計画に基づく
エネルギー導管等の整備を支援

電気・熱のネットワーク
(未利用熱含む)

国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)

概要

▶ 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行うエネルギーの面的利用に係るネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援。

地域要件

次のすべての要件を満たす地区

- ①災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設※1を含む地区
- ②特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業

ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りでない。

※1 災害対策基本法に規定する指定公共機関（指定地方公共機関を含む）の施設、災害拠点病院、一時滞在施設。

補助対象、補助事業者及び補助率

事業名称	整備計画事業調査	エネルギー導管等整備事業
補助対象	エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用	都市再生安全確保計画に位置付けられる事業の内、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、既存の指定公共機関等の施設へエネルギー導管を接続するために必要となる設備（熱交換器・受変電設備）及びそれらの付帯施設の整備に要する経費
補助事業者	地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）	地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）※2、民間事業者等（直接補助、間接補助）※3※4
補助率	1 / 2	2 / 5

※2 原則として、国は各年度において地方公共団体が補助する事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする。

※3 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%。

※4 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2。

限度額

エネルギー導管等整備事業については、1事業計画当たりの国費交付上限額を20億円とする。

6. 浸水リスクの低減のための施設整備等に係る支援

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

施策の概要

◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援**

■支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑥のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ♣ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**
 - ♣ **都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

- ハード**
- ① 公園緑地の整備
 - ② 公共公益施設の緑化
 - ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る※1）
 - ④ 市民農園の整備
 - ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限る）【R3拡充】
 - ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

⑨ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等※3 【R6拡充】



- ソフト**
- ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
 - ⑧ 整備効果の検証

※1脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。【R4拡充】

※2防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）

※3認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。

◆事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】
✓動きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ

- 民間建築物の緑化
- 緑化施設（ミスト）の整備
- 公共公益施設（街路空間）の緑化

雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備

雨水貯留浸透施設のマニエラ

- 自然環境が持つ多様な機能を生揮
- 雨水の一時的な流出抑制
- 蒸発散による路面温度上昇抑制
- 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

地域主導の川づくり(総合流域防災事業)

(事業の概要)

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

河川改修 (戸石川:岐阜市) 【準用河川:補助率1/3】



移動式排水施設の整備 【準用河川:補助率1/3】



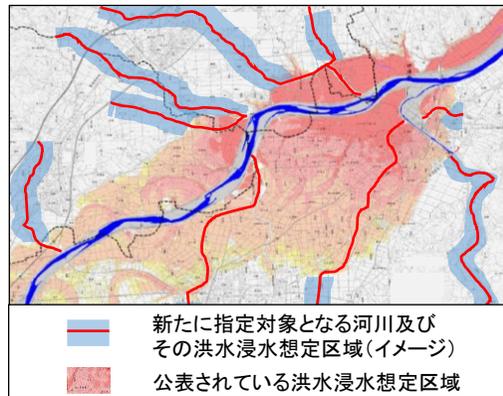
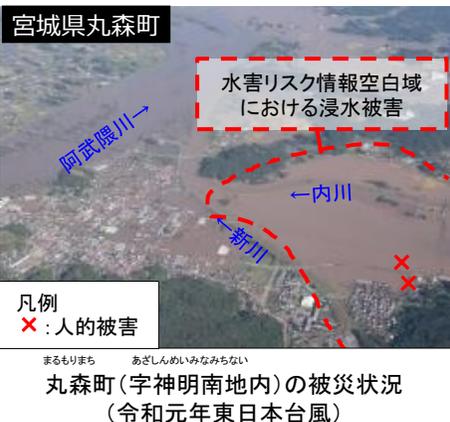
水害リスク情報の空白域解消に資する基幹事業の創設

- 中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金事業において基幹事業(水害リスク情報整備推進事業)を創設。

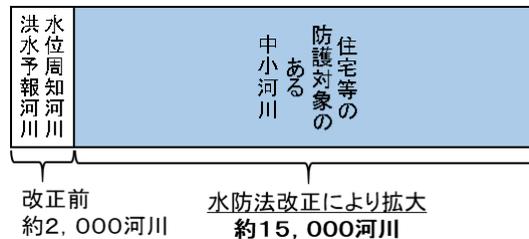
※全ての一級・二級河川とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川のこと。

○水防法を改正し、洪水浸水想定区域の指定対象河川を拡大

・周辺に住宅等の防護対象のある中小河川(約15,000河川)についても新たに洪水浸水想定区域の指定対象に追加。



指定対象河川の拡大イメージ



洪水浸水想定区域の指定対象河川数

洪水浸水想定区域図 (第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け)	令和7年度までに完了
洪水ハザードマップ	令和8年度までに完了
作成完了目標年度	

○水害リスク情報整備推進事業の創設

※水害リスク情報整備推進事業終了後の防災・安全交付金事業の効果促進事業の浸想・HMIは、原則、更新のみを対象。

事業名	水害リスク情報整備推進事業	
	洪水浸水想定区域図の作成	洪水ハザードマップの作成
実施主体	都道府県	市町村
補助率	1/3	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川	
負担割合 (その他注意事項等)	国: 1/3、都道府県: 2/3	国、都道府県、市区町村: 各1/3 (都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。)

浸水エリアを限定するための二線堤等の整備や保全等【令和2年度より税制創設】

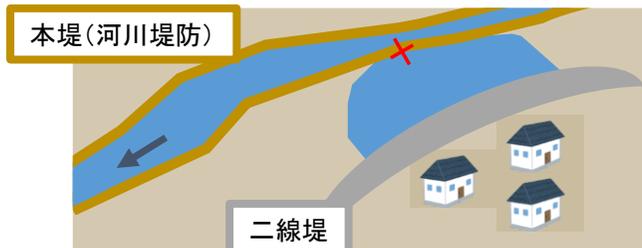
- 二線堤は、市町村等が独自に整備しているほか、国としては、総合流域防災事業（洪水氾濫域減災対策事業）等により支援してきたところであり、引き続き、本事業等により整備を支援していく。

※総合流域防災事業による交付には、氾濫を許容することとする区域において、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること等が条件

- また、既存の二線堤等を保全するために浸水被害軽減地区に指定された土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を令和2年度より実施

二線堤とは

- 本堤（河川堤防）背後の堤内地に築造される堤防。
- 本堤が破堤して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。



二線堤の整備事例

肱川水系肱川・矢落川（愛媛県大洲市）

- ・上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤（市道）を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- ・本堤と二線堤の中で約60万m³の氾濫水を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遅らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

<固定資産税等の減免制度を創設>

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。



岐阜県輪之内町（福東輪中）

<浸水被害軽減地区の概要>

水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

防災・安全交付金（流域貯留浸透事業）

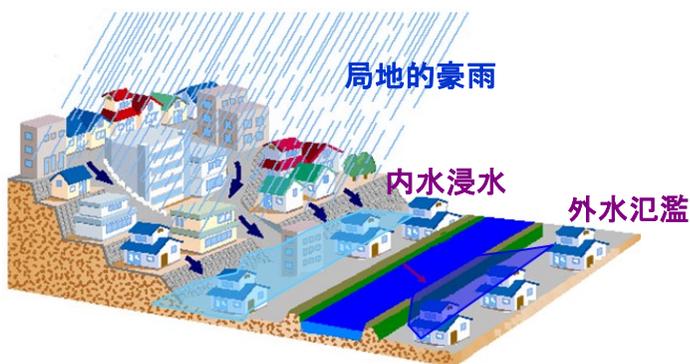
○地方公共団体又は地方公共団体の助成を受ける民間企業等が実施する河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を支援（補助率：1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2）



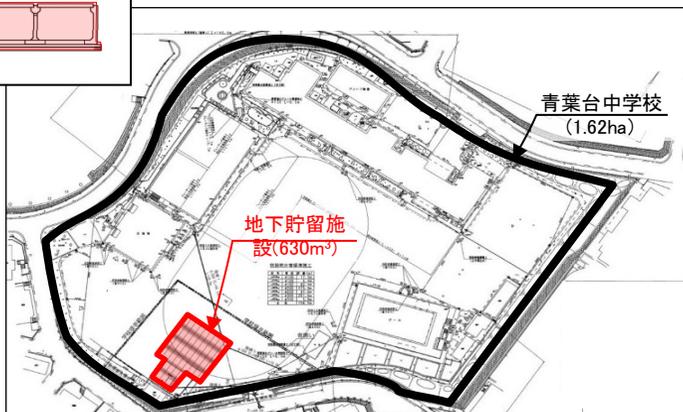
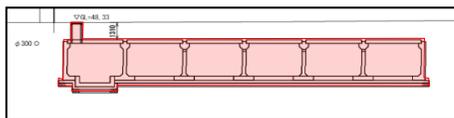
地下に浸透し
大雨時に河川への流出を抑制

（開発前）

気候変動に伴う水害の激甚化・頻発化に対し、従来の河川整備等の加速化とともに、流域からの雨水を抑制するための対策（流域対策）を推進



（事例）横浜市青葉台中学校 地下貯留施設



（事例）札幌市栄町小学校 流域貯留施設

約900m³



貯留時の様子
（平成10年9月16日台風5号）



（事例）大和郡山市鰻堀池 ため池を改良した流域貯留施設



雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度 まとめ

- 地方公共団体のみならず、**民間による雨水貯留浸透施設の整備**を促進
- 特に、**特定都市河川流域における官民による雨水貯留浸透施設の整備**に係る支援制度を強化

雨水貯留浸透施設の例

① 平時の利用(例:テニスコートとして)を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



＜交付金による支援＞(R3.4～)

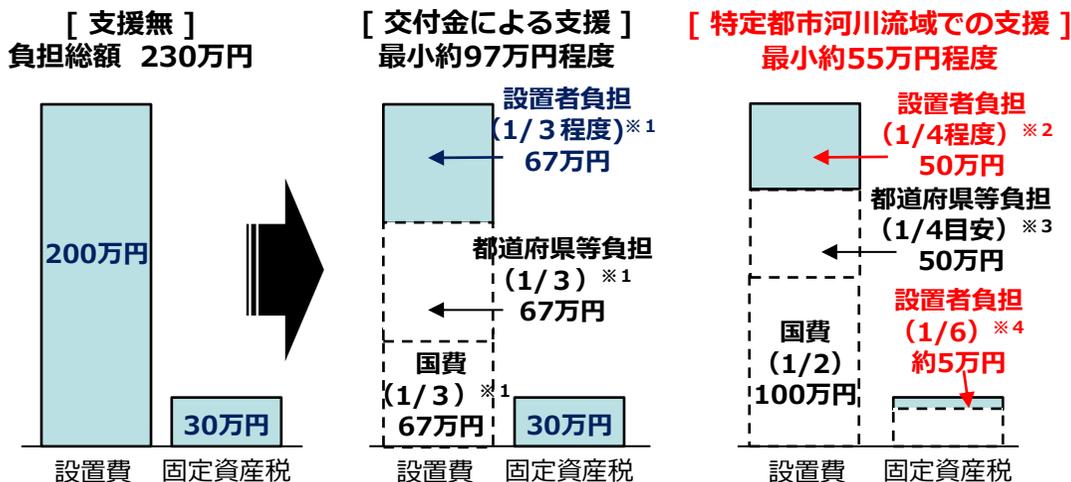
予算:国の補助率:1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域での支援＞(R3.11～)

予算:国の補助率:1/2

税制:固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合※に軽減

※1/3を参酌して、1/6～1/2の範囲



注) 試算上の金額は全て仮の金額です
また、支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります

- ※1 国の補助金を最大限活用した場合(地方公共団体が設置費の2/3を助成する場合)としています
- ※2 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります(一級河川指定区間外に設置される場合の国の補助における都道府県等の負担に関する規定はありません)
- ※3 ※2における都道府県等の**負担額の5割について特別交付税措置を講じる**こととしています
- ※4 市町村条例において1/6の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

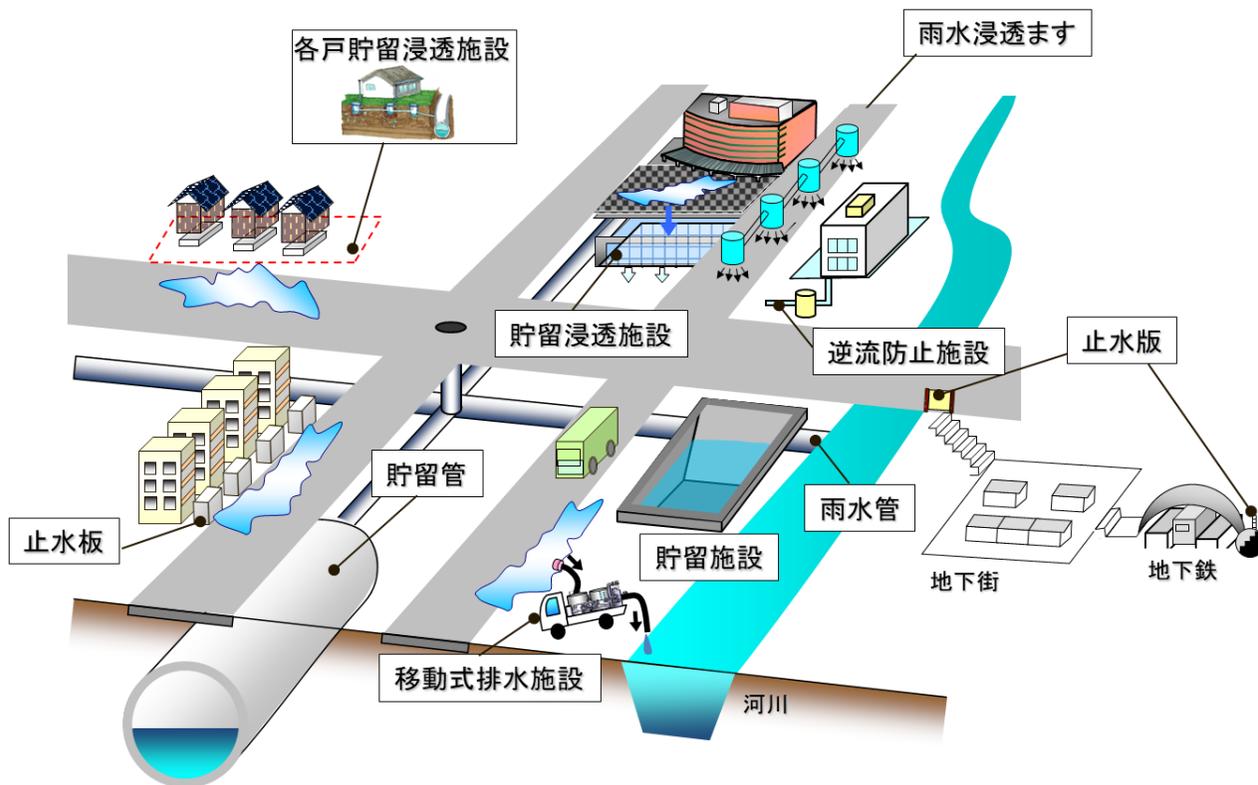
結果

3年間(～令和6年3月31日)の特例措置を創設する。

防災・安全交付金による支援

- 下水道事業においては、地方公共団体の規模に応じて、一定規模以上の雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備を防災・安全交付金により支援。
- 加えて、一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、一定規模の浸水が想定される地区等においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」として、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についてもきめ細やかに防災・安全交付金による支援を行い、ハード・ソフトを効果的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進。

下水道による総合的な浸水対策のイメージ



下水道浸水被害軽減総合事業 (下水道浸水被害軽減型) の主な交付対象

- ① 一定規模以上の貯留浸透・排水施設
(通常よりも小規模な施設も交付対象)
- ② 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ③ 移動式排水施設
- ④ 樋門等操作の自動化・無動力化・遠隔化
- ⑤ ポンプ施設の耐水化
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水貯留浸透施設 (間接補助)
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設 (間接補助)

雨水浸透阻害行為の許可

○ 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。

※都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地
(流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

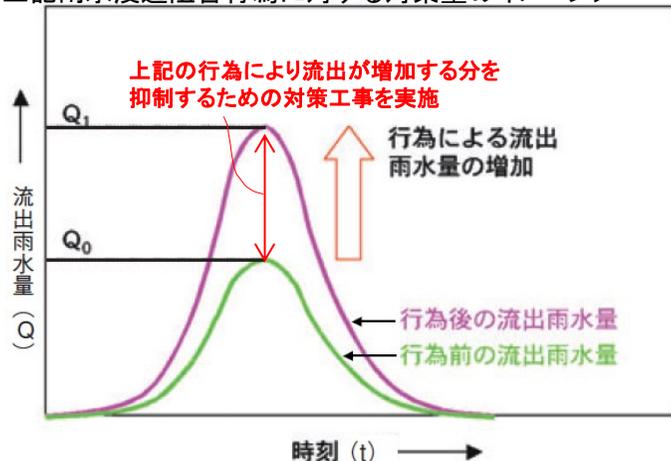


「宅地等」に含まれる土地
(流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

<上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ>



<対策工事の事例: 建物の地下に雨水貯留施設を設置>



保全調整池の指定等

○ 一定規模(100m³※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。

※都道府県等の条例で引き下げ可能。

○ 流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

(2) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池



埋め立て後の状況

* 雨水浸透阻害行為と同様に標識を設置する

(3) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

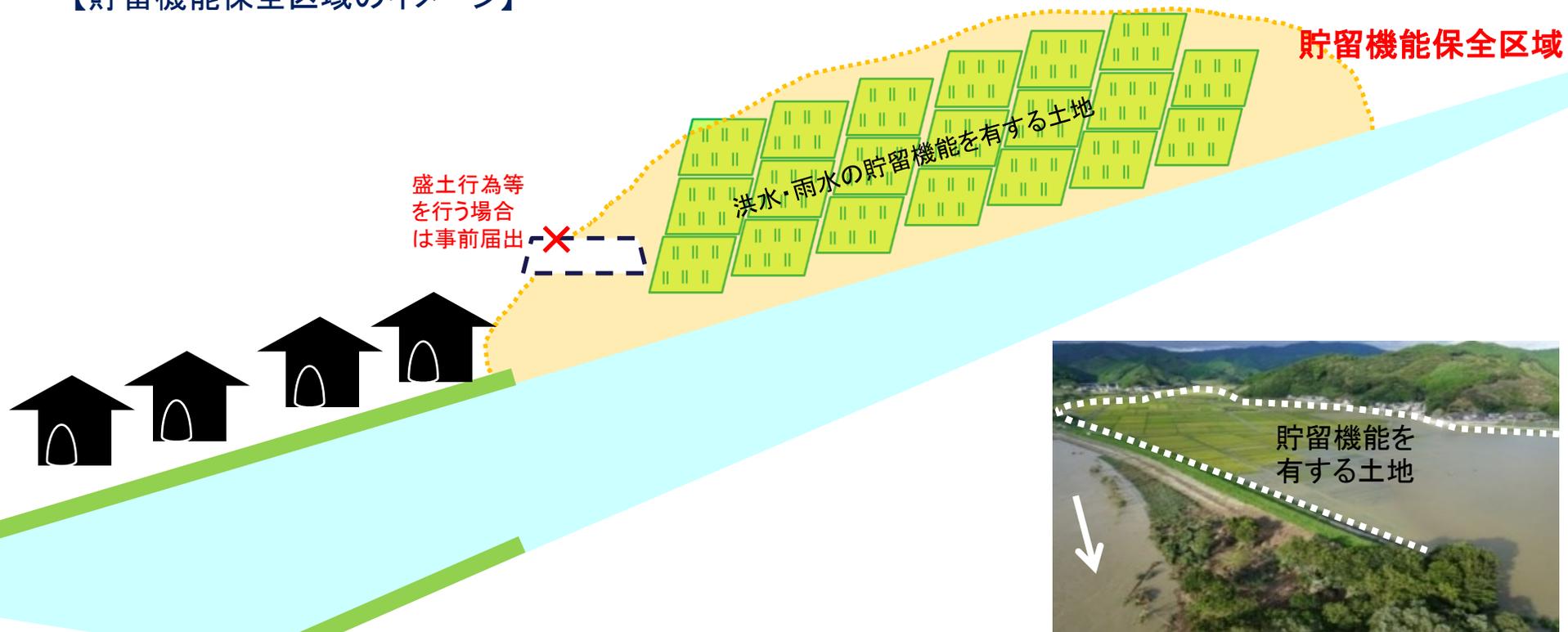
(4) 流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

貯留機能保全区域制度

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】



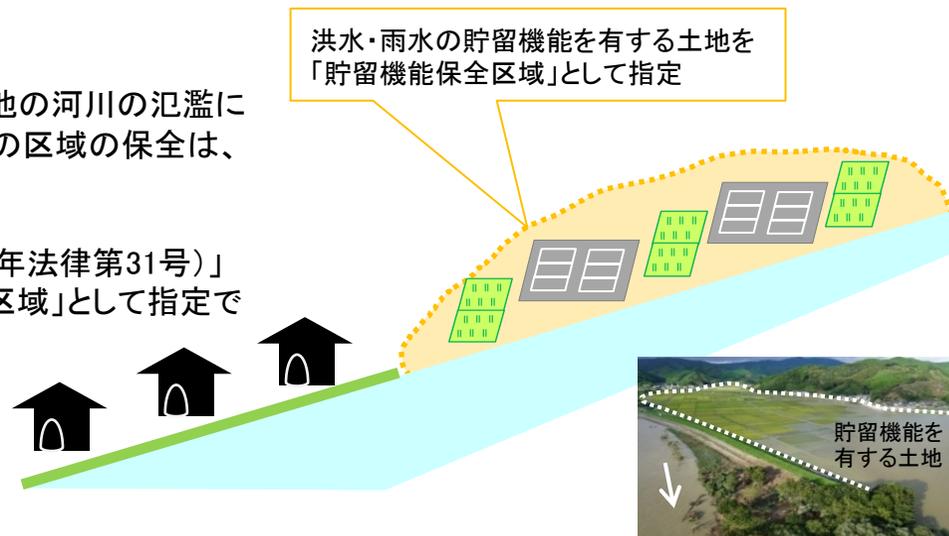
洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置を創設する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制する観点から、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域の保全は、流域内の治水安全度の向上に対して有効。
- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」(通称「流域治水関連法」)において、当該土地を「貯留機能保全区域」として指定できることを新たに規定。
- 区域指定に当たっては土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置が必要。



(貯留機能保全区域のイメージ図)

(貯留機能を有する土地の例)

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:3/4)

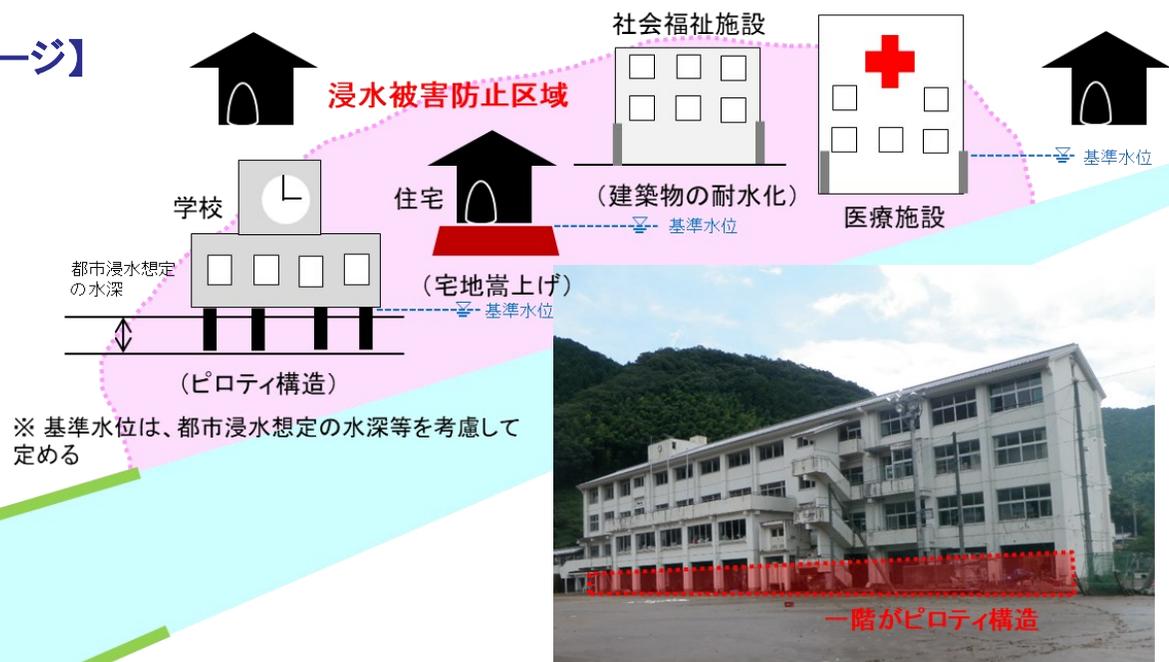
結果

上記について、3年間(令和4年4月1日~令和7年3月31日)特例措置を創設する。

浸水被害防止区域制度

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が**市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「**浸水被害防止区域**」として**指定**し、**開発規制・建築規制**を措置することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



ピロティ構造の事例

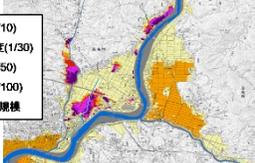
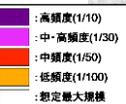
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当(50cm以上)の浸水が発生する範囲を示しています(暫定版)
※凡例の()内は確率規模を示しており、これは例示です



水害リスクマップの例

水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止(R.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする(R3年度※~)
※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外(R3.10~)

水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域(災害レッドゾーンの1つ)制度を創設(R3.11~)
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(R4年度~)

水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
一居住者がまとめて集団で移転する制度※の活用(R3.11~)
※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担(地方財政措置含む)
- 一個別住宅を対象とした移転を支援(R4年度~)
- 一防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化(R5年度~)

居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

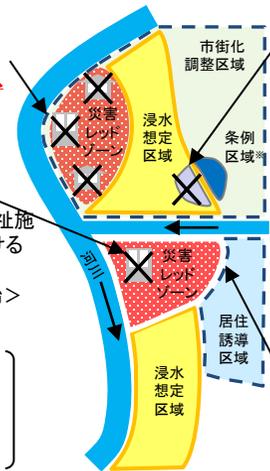
※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R.4~)

※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

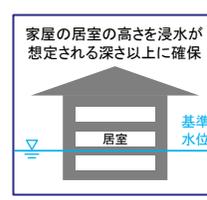
居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置(特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加
<R4年度予算より>



被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
<R3年度予算より>
- 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
<R5年度予算より>

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

- 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
<R4年度予算より>
- 除却等費に係る補助限度額を拡充
<R5年度予算より>

(都市構造再編集中支援事業)

- 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化
<R5年度予算より>
※防災指針に即した災害リスクの高い地域



浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる 57

新規事項

流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域治水の深化

- 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。
- 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

背景・課題

- 近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。
- このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。



新規事項

- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。
※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加
対象: 都道府県
拡充内容: 令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援
- 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R5継続)

- (併せて取り組む事項)
- 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。
 〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ)〉

対策区分	河川	実施主体	工程					
			R5	R6	R7	R8	R9~	
特定都市河川の指定 流域水害対策計画の策定	A川	国、A県 関係20市町	合意形成	指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施	
	B川	A県 関係12市町村		合意形成	指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施
	C川	B県 関係5市町村			合意形成	指定	計画検討	計画策定

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業の
一部切り出
し

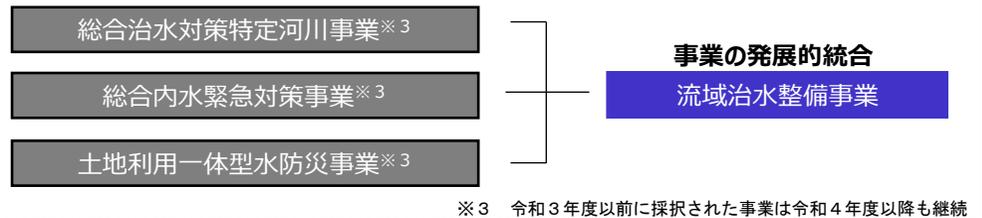
	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2(個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

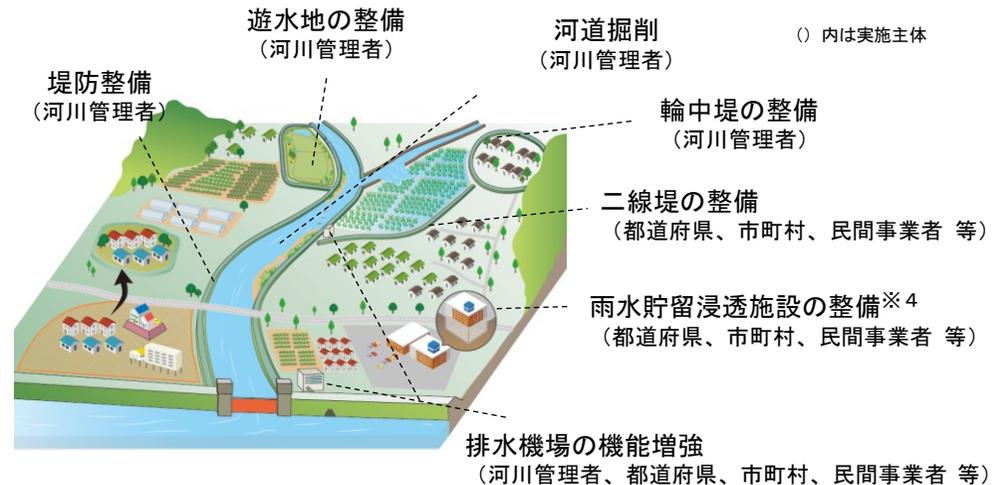
※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4: 雨水貯留浸透施設の整備(R3年度に制度拡充)
実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2
その他支援: 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税
(課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

新規
事項

特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

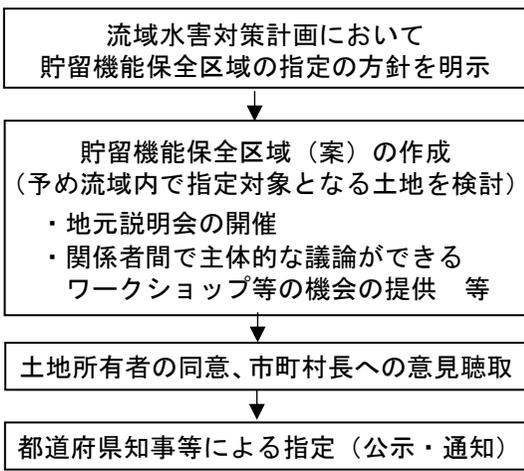
- 特定都市河川流域では、浸水の拡大を抑制する効用をもつ河川沿いの低地や農地等を貯留機能保全区域に指定し、その土地が元々有する貯留機能の保全を図ることが可能。
- 関係者の同意・協力を促すため、貯留機能保全区域の指定に伴う負担軽減のための支援を拡充。

背景・課題

- 貯留機能保全区域は、洪水・雨水の貯留機能の保全を図ることができる一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただくことが必要。
- 区域の指定は、流域全体の治水安全度の向上に資するものであり、土地所有者に負担が偏らないよう、当該負担の軽減に地域の関係者が協力するインセンティブを高め、都道府県知事等による指定を促進することが重要。



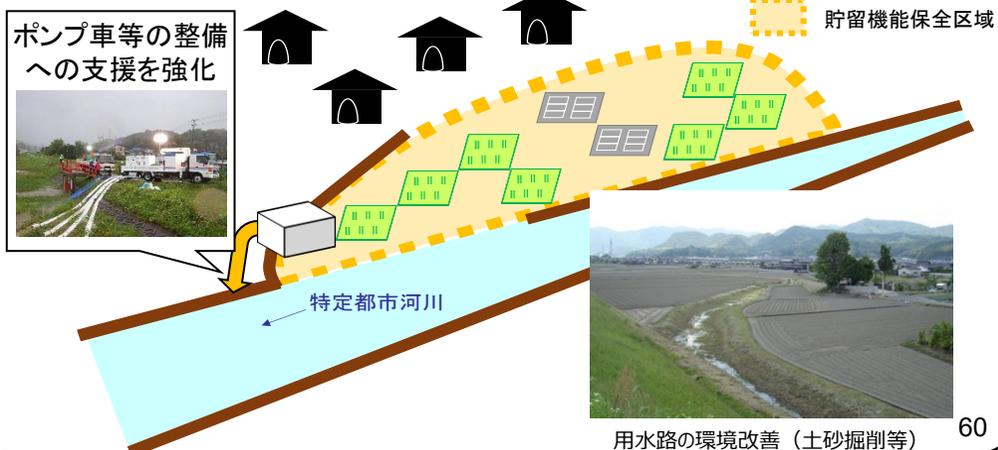
貯留機能を有する土地のイメージ
(平成28年台風16号 北川水系北川 家田地区)



区域指定のフロー

新規事項

- 貯留機能保全区域の土地所有者の負担軽減において、あらゆる関係者の協力を促すため、以下の制度を拡充。
- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援
 - 対象: 地方公共団体(都道府県、市町村)
 - 拡充内容: 貯留機能保全区域において洪水・雨水を貯留後、早期に排水するための排水施設の整備を、特定都市河川浸水被害対策推進事業の補助対象に追加
- 貯留機能保全区域における土砂掘削等の環境整備
 - 対象: 河川管理者(国、都道府県)
 - 拡充内容: 土砂掘削等の環境改善を行う対象範囲に貯留機能保全区域を追加(総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業)



用水路の環境改善(土砂掘削等)

特定都市河川制度の活用による流域治水の取組推進

新規事項

- 令和6年7月、大和川流域で全国初の貯留機能保全区域の指定がなされるなど、特定都市河川における流域の取組は、今後より一層期待されること。
- 流域治水の更なる推進を図るため、流域関係者による合意形成を進めながら、流域水害対策計画の実効性を高める取組に支援する。

背景・課題

- ・ 令和6年7月に、奈良県が大和川流域において、全国で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を指定。
- ・ 流域の被害最小化に向けては、河川整備の加速化に加え、
 - ▶ 低平地の開発抑制による被害対象の減少
 - ▶ 対象沿川の土地が有する保水・遊水機能を保全・活用した流域における対策の推進
 など、流域の関係者が一体となった取組を全国で推進することが重要。
- ・ 一方で、流域の関係者の更なる取組を促進するためには、地域における合意形成を進め、流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めることが必要。



R6. 7. 30 奈良県知事定例記者会見
 (左) 川西町長 (右) 田原本町長
 (中) 奈良県知事



貯留機能保全区域の記念碑
 (奈良県川西町)

新たな制度による対応

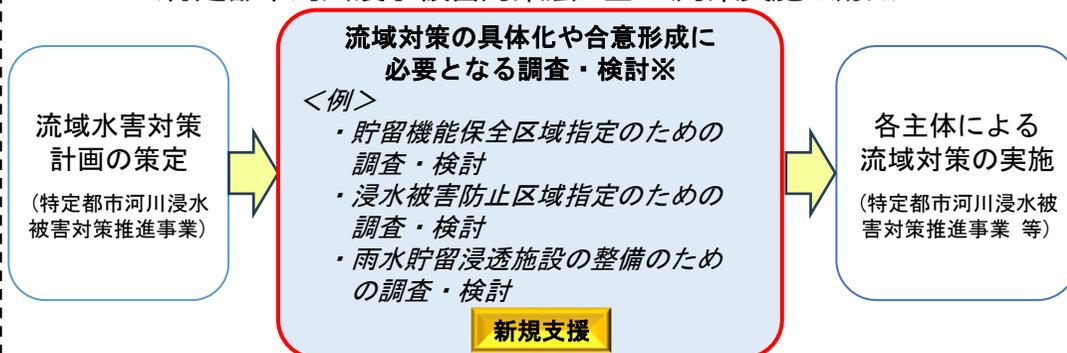
対象事業

事業名：特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）
 事業主体：都道府県
 国庫負担率：1/2等

拡充内容

- ・ 流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるためには、計画策定後、目標達成に向けた対策の具体化や合意形成を進めることが重要であり、**早期の関係者合意形成を図るため、これらの取組に対して計画策定から5年以内に関り、新たな支援を実施。**

＜特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策実施の流れ＞



※流域対策と併せて実施することで効果が促進されるソフト対策についても支援

個別補助制度の拡充による整備の加速化

- 近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、市民生活、経済活動への甚大な影響が発生。
- このため、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- さらに、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。

令和元年度より創設

下水道床上浸水対策事業

＜大規模な再度災害防止対策＞

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上等の要件

事業間連携下水道事業

＜河川事業と連携した内水対策＞

- 内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上等の要件

大規模雨水処理施設整備事業

＜大規模な雨水処理施設の設置・改築＞

- 計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上を要件

令和2年度より創設

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

まちづくり連携砂防等事業

○目的

まちづくり連携砂防等事業は、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とする。

○採択基準等

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱 交付要綱付属第2編交付対象事業の要件イー6急傾斜地崩壊対策事業 4. ① について、「急傾斜地の高さが5m以上であること。」と読み替えるものとする。

また、令和4年度以前に採択されたまちづくり連携砂防等事業に限り、当該事業で継続するものとする。

(1) 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、①については立地適正化計画に記載された防災指針、②については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想に、 次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。

【保全対象】

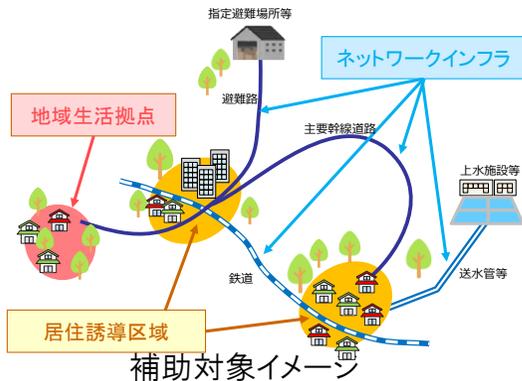
- ① 立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域
- ② 立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域
- ③ 市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域

【記載事項】

- イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域
- ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条 に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること

(2) 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等

また、本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。



補助率【砂防(通常)】		補助率【砂防(火山)】		補助率【地すべり(溪流にかかる分)】		補助率【地すべり(その他の分)】		補助率【急傾斜】	
1/2	内地・北海道	5.5/10	内地・北海道	1/2	内地・北海道	1/2	内地・北海道	1/2	全国
9/10	沖縄	9/10	沖縄	8/10	沖縄	6/10	沖縄		
2/3	奄美	2/3	奄美	2/3	奄美	—	奄美		

沿革
・令和3年度より実施 ・令和5年度より採択基準の改正

砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条
 地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律<昭和44年法律第57号>第12条、第21条

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

○特例措置の対象:

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(止水板、防水扉等)

○特例措置の内容:

最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※市町村においてあらかじめ条例の制定が必要

防水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



- 地区レベルの防災・減災対策を推進するため、土地区画整理事業により雨水貯留浸透施設、避難施設等の地区施設（令和3年度の都市計画法の改正により新たに地区施設に位置付け）に対する支援を拡充。

拡充（R3都市計画法改正関連）

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

土地区画整理事業により整備される、**雨水貯留浸透施設や避難施設等**（※）の整備費について、都市再生区画整理事業の補助対象（**浸水対策施設整備費**）の対象に追加し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については整備費の1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられたものに限る

【拡充後の支援対象】

現行

浸水対策施設の対象

- ・調整池

補助限度額の対象

- ・調整池の整備費×2/3

拡充後

- ・調整池
- ・**雨水貯留施設、避難施設等**
（地区施設に位置付けられたものに限る）

- ・調整池の整備費×1/3（地区施設以外）
- ・**地区施設の整備費全額**

【支援対象施設のイメージ】

